

令和 4 年度

業務適正化評価報告書

令和 5 年 9 月

鳥取県

目 次

第 1 業務適正化の体制	
1 基本方針の概要	1
2 業務適正化の推進体制	1
3 業務適正化の取組の体系図	1
第 2 実施状況	
1 業務適正化の年間の取組	2
2 国費事務の適正な執行のための取組	4
3 業務効率化に資する事例	5
4 リスク分析の考え方	8
第 3 評価手続	
1 評価項目及び評価方法	9
2 全庁的評価	10
3 業務レベルの評価	10
4 評価基準日	10
第 4 前年度の報告書における監査意見及び措置結果	11
第 5 評価の結果、是正事項	
1 全庁的評価	13
2 業務レベルの評価	14

■参考資料

- 資料 1－鳥取県業務適正化基本方針
- 資料 2－令和 4 年度 重要度の高いリスクと未然防止策
- 資料 3－業務点検チェックリスト
- 資料 4－業務適正化実地検査結果
- 資料 5－自己点検（年間評価）結果
- 資料 6－令和 5 年度 重要度の高いリスクと未然防止策

第1 業務適正化の体制

1 基本方針の概要

本県は、地方自治法第150条第1項の令和2年4月施行に先駆けて、「鳥取県業務適正化基本方針」（令和2年2月6日）を策定し、平成22年に策定した「県民への誓い」の遵守を基本理念に、法で必須の「財務に関する事務」に加え、「個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務」について業務適正化（内部統制）の取組を行うこととし、法令等の遵守は当然のこと、業務の効率的かつ効果的な執行に着目して、組織的に点検を行いながら各所属で実践を図ることとした。

2 業務適正化の推進体制

業務適正化推進本部

【目的】

業務適正化の基本方針を検討及び決定し、全庁的な推進体制を構築

【構成】

知事（業務適正化最高責任者）

本部長：副知事（業務適正化総括責任者）

本部員：各部署長

事務局長：デジタル・行財政改革局長〔R5.7.28～行財政改革推進課長〕

業務適正化推進幹：行財政改革推進課長〔R5.7.28～行財政改革推進課課長補佐〕

業務適正化監察幹：行政監察・法人指導課長

○推進所管課：総務部行政体制整備局行財政改革推進課

○対象事務の所管課（制度所管課）

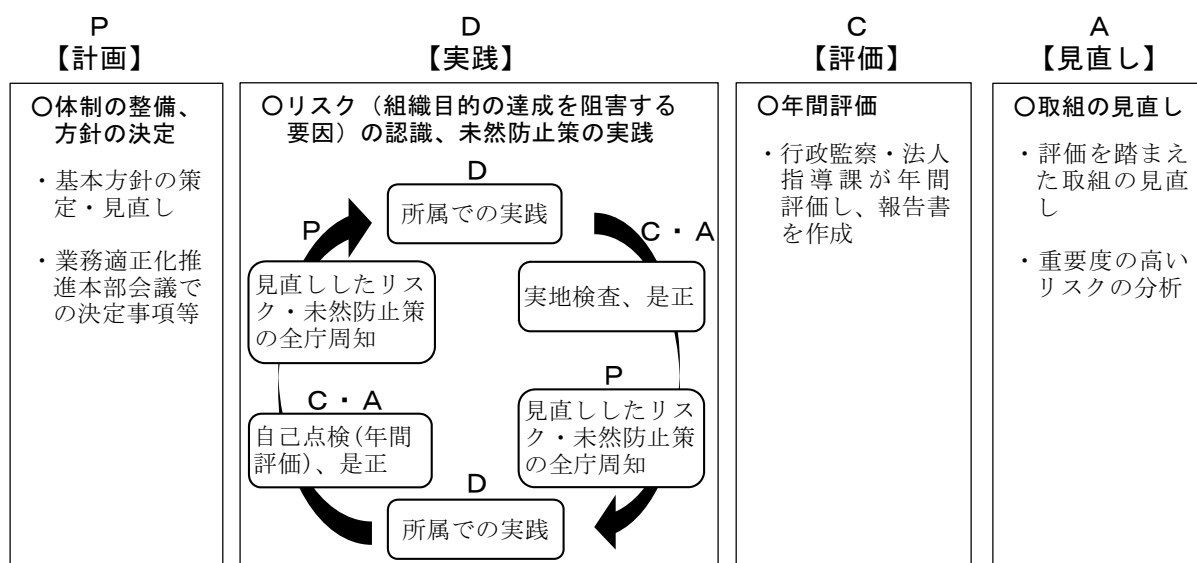
対象事務	所管課
財務	会計管理部会計指導課、総務部行政体制整備局行財政改革推進課
個人情報管理	地域社会振興部県民参画協働課
公文書管理	総務部政策法務課
情報管理	政策戦略本部デジタル局デジタル改革課

○評価所管課：総務部行政監察・法人指導課

○対象部局：知事部局、企業局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局（※1）

※ 推進所管課及び制度所管課の一部所属名は R5.7.28 組織改正後の名称

3 業務適正化の取組の体系図



※1 地方自治法上、本報告書の提出義務のある部局は、知事部局及び企業局であるが、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局も同じ取組を一体的に実施しているため、本報告書に記載している。

第2 実施状況

1 業務適正化の年間の取組

令和元年度に業務適正化を試行的に運用しながら検討を進め、令和2年2月に策定した「鳥取県業務適正化基本方針」（資料1）に基づき、令和2年度から、法に基づく業務適正化の取組を開始した。実地検査や自己点検により確認された不適切事務は速やかに是正するとともに、見直した未然防止策を全庁に周知し、実践することにより、PDCAサイクルによる業務適正化の取組を行った。

（1）実地検査の実施（6月～3月）

財務、個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する業務について、「令和4年度重要度の高いリスクと未然防止策」（資料2）及び「業務点検チェックリスト」（資料3）に基づき、各所属の取組を点検した。実施にあたっては、対象部局の全所属を過去の監査指摘等の有無や不適切事務の発生可能性により、AからCにグループ化し、制度所管課が優先順位を付けて、73所属に対しては、立入による実地検査を実施し、7所属（9.6％）の不適切事務延べ7項目を制度所管課の指導のもとに是正した。（資料4）

また、その他の90所属に対しては、未然防止策の実施状況の確認（自己点検）を行い、所属における業務適正化のさらなる徹底を図った。

＜各所属の区分と実施した内容＞

各所属の区分（3階層にグループ化）		所属数	実施内容
A	直近の監査指摘や不適切事務の発生があった所属	46	＜実地検査＞ ・重要度の高いリスクに対する未然防止策や不適切事務の点検 ・不適切事務等への改善策の検討
B	不適切事務の発生可能性が高い所属	27	
C	直近の監査や不適切事務の発生がなく、かつ発生可能性が低い所属（グループA・B以外の所属）	90	＜簡易検査＞ ・重要度の高いリスクに対する未然防止策の取組状況を確認（自己点検）し、業務適正化の取組を再徹底

＜検査員・受検者の体制＞

区分	財務	個人情報管理	文書管理	情報管理
検査員	制度所管課の担当職員（2名）			
受検者	総括補佐、会計事務担当者	所属長	文書管理主任	所属長

※行政監察・法人指導課が適宜実地検査に同行し、制度所管課の検査手法を点検する。

＜実地検査の進め方＞

- ・対象事務の各制度所管課が対象所属の業務を点検する。
- ・不適切事務を確認した際は、当該所属と共同で、改善策を検討する。
- ・実地検査で確認した不適切事務とその改善策を全庁へ周知し、各所属は速やかに当該事務の自己点検と業務の是正を図る。

（2）推進本部会議の開催（11月）

取りまとめた令和3年度の業務適正化の取組に対する評価結果を推進本部会議において、各部局へ周知するとともに、今後見直しが必要とされた対応策について、具体的に取組を進めていくことを確認した。

（３）評価結果の議会提出（１２月）

令和３年度の業務適正化の取組に対する評価報告書を監査委員の意見を付して議会（常任委員会）へ提出・報告した。

（４）職員ＤＢ活用研修の実施（１～２月）

業務適正化に関する職員の理解を深めるため、全職員を対象にデータベースを活用した研修を実施した。（受講者 2,603 名）

（５）実地検査で確認した不適切事務と対応策の周知（３月）

実地検査で確認した不適切事務とその対応策を全庁に周知し、同様の事案がないか確認・点検を行うとともに、対応策の各所属での徹底を図った。

（６）各所属での実践（～３月）

各所属において、実地検査等を踏まえ全庁へ周知した不適切事務の未然防止策を実施するとともに、日常的に業務の自己点検を実施し、不適切事務を直ちに是正する取組を実践した。

（７）自己点検の実施（12～１、３月）

対象事務について、全 220 所属（※２）の総括補佐等が、未然防止策及び業務点検チェックリストに基づき、「①年間を通じた所属内の未然防止策の実施状況」、「②不適切事務の発生の有無及び改善状況等」を職員へのヒアリングや起案書類のサンプリングにより自己点検を行った。その結果は、①については、歳入・歳出事務の漏れを防止するための事業一覧の作成や、確認用のチェック欄の起案への記載といった一部の事務が未実施だった所属は 60 所属（27.3%）存在したが、前年度（75 所属（33.9%））に比べ減少している。

また、②については、不適切な事務が 69 所属（31.4%）、延べ 199 項目確認されたが、その多くは、所属において設定することとしている個人情報流出防止対策強化期間の不設定、文書管理に関する研修への不参加など、後述の第５の２の（３）の量的・質的重要性の高い不適切な事務に該当しないものであり、件数も前年度（95 所属（43.0%）、延べ 306 項目）に比べ減少した。これら①及び②について、直ちに是正措置も講じた。（資料５）

なお、令和４年度に不適切事務の発生があった所属については、軽微なもの（制度所管課が不適切事務が繰り返し発生する恐れがないと判断する場合等）を除き、令和５年度に実地検査を行い、改善状況等を点検することとした。

（８）重要度の高いリスクと未然防止策の整理（３月）

令和４年度の取組を踏まえ、財務、個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する業務を行う上で起こりうる不適切事務のうち、県民サービスの提供に支障を及ぼし、県民の信頼を損ねる可能性のある重要度の高い不適切事務について、各所属が未然防止に取り組むため、令和５年度に向けた「重要度の高いリスクと未然防止策」（資料６）を整理し、全庁へ周知した。

※２ 総合事務所などは各局の各課（室）等を１所属として位置付けている。令和元年度は地方自治法に基づかない試行の取組として、知事部局のみを対象としたが、令和２年度から、企業局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局も対象部局に加えて、業務適正化に取り組んでいる。

2 国費事務の適正な執行のための取組

令和3年度の国土交通省所管の道路事業補助金約24.8億円について、県が行う国費受入れ手続及び国費の支出事務（国の法定受託事務）に不備があり、出納整理期間満了までに収入できず収入未済となったことが、令和4年5月13日に判明した。

当該事案の発生を受け、速やかに再発防止に向けた取組を進めるとともに、全庁的に国費事務の業務の適正化を図った。

なお、収入未済となっていた補助金については、国において予算措置され、令和5年2月に全額収入となった。

（1）当該補助金所管部局（県土整備部）での予算・決算管理体制強化、国費事務の組織的な調整

- ・県土整備部内の予算・決算担当者に係る担当省会議、事業を執行する地方機関との予算・決算事務に係る担当省会議を定期的で開催し、課題の共有や決算見込額の早期確定に係る連携強化を確認した。
- ・各地方機関から提出される決算見込額について、事業課予算担当者だけでなく上司や部の主管課も加え、組織的に精査を行い早期に額を確定し、スケジュールに余裕を持って国費請求事務を行うこととした。
- ・年度末等の繁忙期において、支出決定決議書等の作成を行う国費事務担当者が作業に十分な時間を割けるよう、業務調整を図った。
- ・会計指導課主催の国費事務研修会や県土整備部内で開催した国費事務研修を職員が受講し、国費事務の理解を深めた。また、国費事務の経験職員によるOJTを進め、支出決定決議書等の作成など国費事務の執行が可能な職員を複数養成することにより協力体制を確立した。

（2）全庁的な国費事務の理解促進

- ・国費事務の理解不足を解消するため、「国費事務の手引き」を改正するとともに、国費事務の一連の流れを網羅した「国費事務マニュアルデータベース」を新規作成し、令和5年3月から運用を開始した。
- ・国費事務担当者が国費事務に必要な基礎的知識を習得し、理解を深めることで適正で効率的な事務処理に資することを目的として、随時視聴可能な研修（VOD配信）を上記データベース上で提供し、国費事務のさらなる理解促進を図っている。

（3）全庁的な国費支払事務の組織的管理

- ・令和4年9月に国費担当課及び会計指導課双方でのチェックにより支払漏れや支払遅延等を防ぐことを目的とした「国費支払管理データベース」の運用を開始した。
また、令和5年3月には同データベースに進捗状況管理や遅延警告メール自動送信等の機能を追加し、支払管理のさらなる徹底を図った。
- ・令和4年11月に開催した業務適正化推進本部会議において、当該事案の主な要因と再発防止策を全庁で共有し、国費事務について全庁的に適正化を図っていくことを確認した。
- ・令和5年3月に会計管理者から各部局長宛に、部局内の事務処理体制や予算執行状況を確認の上、二度と同様の事案が発生しないよう、国費事務の適切な執行について通知した。
- ・令和5年3月に主管課長会議を開催し、令和4年度末の国費事務の適正な執行のため各部局に期限遵守や歳入状況確認の徹底をするとともに、引継ぎや組織間連携が適切に実施されるようあわせて注意喚起を行った。
- ・令和5年度に向けて業務点検チェックリスト及び未然防止策の見直しを行い、国庫支出金の受入等に係る事務を重要度の高いリスクと位置付けて組織的にリスク発生の未然防止を図る仕組みづくりを行った。

3 業務効率化に資する事例

業務適正化の取組に際しては、業務適正化の目的の1つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」を達成するため、繰り返しミスが発生したり、リスクが高い事務については、事務そのものの見直しや効率化について検討を行った。

(1) 財務

○納入者の利便性の向上

これまでに、証紙購入の手間、購入場所がわかりにくい、休日・夜間に購入できないなど収入証紙制度の課題を解決するため、令和3年9月末で同制度を廃止し、電子申請による電子納付（ペイジー・クレジットカード）、POSレジ・キャッシュレス決済端末での現金・クレジットカード・電子マネー決済納付や4連式納付書による銀行・コンビニ窓口での現金納付など収入証紙に代わる納付方法を多様化するなど、県民の利便性向上に取り組んできた。

令和4年度は収納方法の更なる拡充について検討を行った結果、次のとおり実施することにより、県民の利便性向上を図った。

- ①電子マネー決済納付に対応する公式アプリにJ-Coin Pay（令和4年6月1日実施）、au PAY及びd払い（令和5年4月1日実施）を追加
- ②私人にその収納を委託することができる歳入に損害賠償金及び不当利得による返還金を追加し、所管課が私人に委託する必要があると認める県営住宅明渡し請求に係る損害賠償金や給与の過誤払など7種類の歳入の徴収について、私人委託を実施（令和5年4月1日実施）

○会計事務研修の効率化

新型コロナウイルスの影響下でも職員の研修機会を確保するため、実施方法をVOD配信された研修資料による自己学習形式とし、会計事務研修の効率化を図った。

○国費事務に係る理解促進

国費事務の理解不足を解消する取り組みについて検討を行った結果、次のとおり実施することにより理解促進を図った。

- ①「国費事務の手引き」の改正
- ②国費事務の一連の流れを網羅した「国費事務マニュアルデータベース」を新規作成（令和5年3月から運用）
- ③国費事務担当者が国費事務に必要な基礎的知識を習得し、理解を深めることにより適正で効率的な事務処理に資することを目的として、随時視聴可能な研修（VOD配信）を上記データベース上で提供

○国費支払事務に係る支払漏れや支払遅延等の防止に向けた取組

国費支払事務に係る支払漏れや支払遅延等の防止に向けた取り組みについて検討を行った結果、次のとおり実施することにより支払管理の徹底を図った。

- ①支払漏れや支払遅延等を防ぐことを目的とした「国費支払管理データベース」の運用を開始（令和4年9月から運用）
- ②同データベースに進捗状況管理や遅延警告メール自動送信等の機能を追加（令和5年3月から運用）

(2) 個人情報管理

○個人情報保護事務取扱要綱の全部改正

県が保有する個人情報の取扱事務については、従来、自治条例に基づく事務として行ってきたところ、改正個人情報保護法の令和5年4月施行に伴い同法に基づく事務となることとなった。これを契機として事務取扱要綱を全部改正し、法が要求する水準等に適合するよう従前の事務を洗い直すとともに、個人情報の保有・利用・提供・開示決定等の事務の一連の流れを網羅し、定型化する手引きのDBを新規に作成することにより令和5年度から個人情報保護事務のさらなる効率化と適正化を図った。

○個人情報漏えい事故に係る傾向と対策の周知徹底

県の事務における個人情報の漏えい事故の傾向と対策について、事故の類型・事例別に整理し、全庁に対する注意喚起・周知徹底を行い、個人情報保護事務の改善と適正化を図った。

○個人情報保護研修の通年オンデマンド配信の実施

各所属の所属長及び個人情報保護推進員向けの研修について、集合研修に代えてオンデマンド配信を活用し、7月から年度末までの間、常時受講（復習）を可能とした。

（３）公文書管理

○電子契約の導入

紙文書への押印を行っている契約書業務の効率化のため、民間の電子契約サービスを利用することについて、令和４年度においてトライアルを行うなどの準備を行い、令和５年度から導入することとした。

○文書事務の効率化・適正化

電子決裁システム（財務連携）では、事務の簡素化のため起案の文書審査が省略されており、そのため施行文書の誤りによる再起案や再施行などの手戻りが多く見受けられていたことから、規程及びシステムを見直して施行文書がある起案について文書審査を必須とすることで手戻りを防止し、文書事務の効率化と適正化を図った。

○高速印刷機の見直し

庁内の大量印刷のニーズに対応するために整備した特殊高速印刷機は、昨今のペーパーレス化に伴う使用量の減少により印刷単価が高騰している、機器の管理や操作が難しいなどの問題点があることから、令和４年度末に廃止し（２台）、令和５年度は、職員の利便性を確保し、経費の節減と作業の効率化を図るため、経済的で取扱いが簡単な高速カラー印刷機（くるみ製本機能付き）を追加設置することとした（１台）。

（４）情報管理

○ＲＰＡを活用した定型業務の見直し

ＲＰＡによる定型事務処理業務の自動化と合わせ、従来からの仕事の流れを見直すＢＰＲ（※３）に取り組んだ結果、職員業務の効率化を実現した。

- ・納税者情報の紐付け業務の事務処理をＲＰＡで効率化し 945 時間／年を創出（令和元年度導入）
- ・全ての所属で活用可能な財務会計システム支払ロボットについて、利用希望所属を募集し、令和５年度の本格提供開始に向けて調整中
- ・令和４年度末でＲＰＡロボットが 24 件稼働中

○ＡＩチャットボットを活用した県民サービス向上

自動車税納税に係る県民からの電話問合せ及び競争入札参加資格者名簿登録に係る業者からの電話問合せに係る対応について、ＡＩチャットボットを活用し（令和２年度導入）、定型的な回答を自動化することで、大幅な事務の削減・効率化を図るとともに、閉庁時においても自動回答可能な環境を整備することで、県民サービスの向上に繋げた。

また、鳥取県が提供する子育て王国アプリ内に県民からの子育てに関する悩みや疑問に回答する子育てチャットボットを設け（令和４年度導入）、子育て世代への県民サービスの向上に繋げた。

- ・事務の削減・効率化：423 時間／月を創出
- ・県民サービスの向上：閉庁時間でもサービス提供（問合せ全体の 45%は閉庁時間）
- ・令和４年度末でＡＩチャットボットが 4 件稼働中

○ＡＩを活用した議事録作成支援

ＡＩ会議録作成支援システムの導入（令和元年度導入）により、議事録作成にかかる作業時間を従来の約 1 / 5 ～ 1 / 3 に削減した。年々利活用が進み令和４年度は 10,600 時間／年を創出した。

○A I－O C Rを活用したデータ入力作業の自動化

A I－O C Rを令和4年度に新規導入し、従来、手作業で入力していた職員の人間ドック受診結果票や県営発電所における発電記録などの紙ベースの書類について、データ入力作業を自動化することで、大幅な事務の削減・効率化を実現した。

- ・事務の削減・効率化：導入から4ヶ月（R4.12～R5.3）で7,180時間を創出
- ・活用所属数：29所属

○オンライン行政手続の活用拡大

とっとり電子申請サービスで取り扱う手続数の拡大により、県民の利便性向上と許認可事務、補助金事務、アンケート業務に係る集計作業、窓口対応業務の削減など事務効率化に取り組んだ。

また、令和4年度に新型コロナウイルス陽性者登録フォームを新規開発し、陽性者本人と聞取職員双方の登録時の負担を軽減するとともに、15,869時間を創出した。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象手続数	518	780	987	1,220	2,305
申請件数	5,909	16,636	42,800	53,815	108,302

※3 現在の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再構築すること。

4 リスク分析の考え方

本県では、各制度所管課が従前から行ってきた会計実地検査や情報セキュリティ監査等を通じて各部局のリスクを把握しており、業務執行におけるリスクの洗い出し、分析・評価については推進所管課が中心となり、各制度所管課と共同で統一的な基準により行うこととしている。

今後も実地検査や自己点検で把握した各部局のリスクを分析・評価し、随時重要度の高いリスクや未然防止策等を見直すこととしており、リスクの洗い出しの実効性を担保しつつ、効率的にリスク分析等を行う。

また、リスク分析が的確に行えるよう各所属が自己点検の際に使用する業務点検チェックリストの記載内容を再点検し、随時見直していく。

(1) 重要度の高いリスクの分析・評価

これまでの業務適正化の取組に対する評価結果や令和4年度に行った実地検査・自己点検（年間評価）の結果を踏まえ、改めて、質と量の両面から重要度の高いリスクの分析・評価を行い、「重要度の高いリスクと未然防止策」を整理し、全庁へ周知した。（令和5年3月）（資料6）

○実地検査等を踏まえた重要度の高いリスクの分析

各対象事務において、以下に該当する不適切事務を「重要度の高いリスク」と評価しているが、各年度の取組に対する評価や意見等を踏まえ、随時リスク分析・評価の見直しを行う。

対象事務	重要度の高いリスク
財務	過去の決算に係る監査指摘及び令和3年度実地検査で確認した不適切事務の件数の合計が5件以上のもの又は次のいずれかに該当するもの。 ①県組織や県民等に損害を与えるもの。 ②県民の信頼・信用を著しく損なう不正行為で重要性が特に大きいもの。 ③地方自治法の財務規定に違反しているもの。
個人情報管理	過去2年に発生した個人情報流出事故や、不適切事務発生時に県民等への損害や信用失墜に繋がるもので重要性が特に大きいもの。
公文書管理	公文書廃棄等の事案や公印不正使用等の不適切事務の発生があったもの。
情報管理	不適切事務発生時の県民等への損害、及び県業務の停滞等を与える影響の大きいもの。

第3 評価手続

本県の業務適正化基本方針に基づき、その目的が達成されているかを含め、全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制の評価を行う。

なお、評価における項目や方法等は次のとおりである。

1 評価項目及び評価方法

(1) 評価項目

区分・基本的要素		評価項目	対象となる制度等
計画	統制環境	<不正等を許さない・生まない組織づくり> 1 誠実性と倫理観の重要性の共有 2 内部牽制が働く組織構造と職務権限の明確化 3 適切な人事管理と教育研修	・コンプライアンス指針 ・組織改正、事務処理権限 ・人事評価、懲戒処分 ・人材育成方針、研修 ほか
	リスクの評価と対応	<業務レベルの重要度の高いリスクの特定と未然防止策の整備> 4 リスクの評価と対応の推進体制 5 リスクの評価と対応のプロセス 6 不正の可能性の検討	・業務適正化推進本部 ・制度所管課の体制 ほか
実行	統制活動	<重要度の高いリスクの未然防止策の確実な実施> 7 未然防止策の実施状況 8 未然防止策の実施体制	・対象事務の実施体制 ほか
	情報と伝達	<リスク関連情報の収集・管理と伝達> 9 信頼性のある情報の作成 10 リスク情報の伝達	・対象事務の情報システム ・個人情報保護制度 ・公益通報制度、県民の声 ほか
評価改善	モニタリング	<評価の実施> 11 不備のチェックと是正	・実地検査 ・監査指摘への対応 ほか
+ α	ICT への対応	<統制された ICT の活用による業務適正化の体制強化> 12 I C Tの利用と統制	・情報システム事務処理規程 ・情報セキュリティ基本方針 ほか

(2) 評価方法

制度所管課が実施する実地検査に同行し、未然防止策の実施状況や不適切な事務の発生状況を把握するとともに、各所属で実施する自己点検の結果からリスクの発生の可能性を確認し、次の点に着眼して評価する。

- ・リスクの洗い出しとその評価が適切に行われているか。
- ・整備された未然防止策が効果的かつ効率的か。
- ・未然防止策が意図したとおりに実施され、不適切な事項を発生させていないか。

(3) 評価基準（不備と重大な不備）

量的重要性、質的重要性のいずれかが高い不適切な事務について、効率的かつ効果的な対応策が整備されているか、その対応策が遵守されているかを総合的に検証し、対応策が十分でなく不適切な事務を今後も生じさせる恐れがある場合を「不備」とする。

また、不備のうち、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高い場合を「重大な不備」とする。

「量的重要性」とは、影響度と発生可能性を踏まえ、次のいずれかに該当するものを重要と評価する。

ア 県又は第三者に損害を発生させるもの。

イ 所属の5%（概ね10所属）以上で、又は繰り返し発生しているもの。ただし、第三者への影響が軽微であるものを除く。

「質的重要性」とは、県民の信頼に及ぼす影響を考慮し、次のいずれかに該当するものを重要と評価する。

ウ 懲戒処分の指針に該当するもの。

エ 県民の生命、健康その他安全に影響するもの。

2 全庁的評価

「第3 評価手続」の「1 評価項目及び評価方法」の「(1) 評価項目」の状況を確認した。

3 業務レベルの評価

「第2 実施状況」の「1 業務適正化の年間の取組」の「(1) 実地検査の実施」及び「(7) 自己点検（年間評価）の実施」の状況を確認した。

4 評価基準日

評価対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

評価基準日 令和5年3月31日

第4 前年度の報告書における監査意見及び措置結果

項目	監査からの意見			対応状況		
契約等に関する不適切な事務処理	業務点検チェックリスト等について、令和2年度業務適正化評価報告書審査意見の反映が令和3年度末だったこともあり、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので令和4年度における運用状況を確認されたい。			全所属での未然防止策の定着や業務点検チェックリストを意識した業務遂行を徹底するため、令和4年度は中間評価と年間評価の2回に分けて点検を実施し、年度途中から必要な是正を行った。		
業務適正化のさらなる推進	① 令和3年度決算に係る定期監査において契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理が行われていなかったものが散見された。各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。 ② 年度変わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見されるところであり、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。 ③ 業務適正化制度がスタートして令和3年度で試行期間を含め、3年目となるが、上記のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分ではないかと感じられるため、改めて業務適正化の制度の周知とPDCAの実践が行われるように努められたい。			① 各所属での自己点検を2回に分けて実施することに改め、年度中途での点検結果を踏まえて、年度末までに業務点検チェックリスト・未然防止策を確実に実施することとした。 ② 令和5年度に向けて未然防止策、業務点検チェックリストの項目について点検・見直しを行うとともに、引継漏れ等によるミスを防止するため、引継の留意事項等を整理し、全庁に周知した。 ③ 業務適正化推進本部会議において評価結果を全庁に周知し、評価結果を踏まえて、制度の定着や内部統制が有効に機能する庁風づくりに向けた具体的な取組を進めていくこととした。 また、業務適正化に対する職員の理解度向上を目的に全職員向けの研修を実施した。		
	内容	件数	発生要因	整備上の不備	運用上の不備	対応状況
	個人情報管理に不適切であったもの	1	発送時の確認不足		1	具体的な不適切事例（発送時の確認不足による誤発送）に対する未然防止策及び業務点検チェックリストは整備済みであり、活用を徹底した。
	契約の締結過程に不備があったもの	27	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足		27	具体的な不適切事例（発注何への記載事項不備等）に対する未然防止策及び業務点検チェックリストは整備済みであり、活用を徹底した。
	契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足	8	9	具体的な不適切事例（契約書に定める書類の不受理等）に対する未然防止策及び業務点検チェックリストは整備済みであり、活用を徹底した。
	調定の事務手続きが遅延していた。	9	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	6	具体的な不適切事例（調定事務手続きの遅延）に対する未然防止策及び業務点検チェックリストは整備済みであり、活用を徹底した。 組織内、組織間連携については、令和5年度から未然防止策に追加し実践することとした。

	支出負担行為の事務手続きが遅延していた。	33	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	3	30	具体的な不適切事例（支出負担行為事務手続きの遅延）に対する未然防止策及び業務点検チェックリストは整備済みであり、活用を徹底した。 組織内、組織間連携については、令和5年度から未然防止策に追加し実践することとした。
	公有財産の取得又は処分の事務手続きが適正でないものがあった。	5	失念、関係規則等の認識不足 組織内、組織間の連携不足	5		具体的な不適切事例（事務報告の未提出等）に対する業務点検チェックリストは令和5年度に追加し実践することとした。 組織内、組織間連携については、令和5年度から未然防止策に追加し実践することとした。

第5 評価の結果、是正事項

令和元年度からの業務適正化の取組を通じて職員への制度理解が進んできたと推察されること、また、評価結果に対する措置や監査意見への対応を順次行ってきたこともあって、全庁的評価及び業務レベルの評価のいずれにおいても、「重大な不備」は認められなかったが、業務レベルの評価において「不備」が1項目認められた。

なお、実地検査及び自己点検とも、前年度と比べて不適切な事務が確認された所属数及び項目数は大幅に減少した。

ただし、自己点検においては依然として全所属の31%という割合で不適切な事務が発生しており、引き続き高い意識を持って業務適正化に取り組む必要がある。

なお、各評価結果の詳細は次のとおりである。

【実地検査及び自己点検結果】（表中括弧書きは前年度数値）

区 分	実施所属数	不適切確認所属数	不適切事務件数
実地検査	73（72）所属	7（16）所属	7（20）件
自己点検	220（221）所属	69（95）所属	199（306）件

【量的重要性又は質的重要性（※3）の高い事務の項目】（表中括弧書きは前年度数値）

重大な不備（※1）	不備（※2）	不適切な事務はあったが、既に適当な対策が取られているもの	合 計
0（0）件	1（0）件	3（4）件	4（4）件

（注）※1 重大な不備：不備のうち、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高いもの

※2 不備：対応策が十分でなく、不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあるもの

※3 量的重要性又は質的重要性：本書第3の1の（3）に規定のとおり

1 全庁的評価

「第3 評価手続」の「1 評価項目及び評価方法」の「（1）評価項目」にある「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」の6の基本的要素について、それぞれの評価項目により内部統制の有効性の評価を行った。

評価の結果は以下の表のとおりであり、不備は認められなかった。

基本的要素	有効性の評価
統制環境	コンプライアンス指針、人材育成方針等必要な制度が整備され、概ね適正に管理及び運用されている。
リスクの評価と対応	制度所管課で重要度の高いリスクの特定と未然防止策を整備し、監査等の意見を踏まえ、適宜これを見直している。
統制活動	リスク対応策の実施状況を把握し、各部局の対応策の確実な実施に向けて概ね適切に働きかけが行われている。
情報と伝達	組織内外の情報の適切な管理と伝達体制が整備され、概ね適正に管理及び運用されている。
モニタリング	実地検査や自己点検を行い、不備な事務のチェックと是正が概ね適正に行われている。
ICTへの対応	情報セキュリティ基本方針等の統制に必要な制度が整備され、新しい情報通信技術も的確に取り入れながら概ね適正に利用されている。

2 業務レベルの評価

(1) 実地検査の結果

73 所属を対象に行った実地検査の結果、不適切な事務が 7 所属（9.6%）で延べ 7 項目あり、前年度と比べて不適切な事務の所属数、不適切な事務の項目数とも大幅に減少した。なお、当該検査で確認された不適切な事務については、いずれも対応策が講じられている。

(2) 自己点検の結果

全 220 所属において自己点検を行った結果、不適切な事務が 69 所属（31.4%）、不適切事務が延べ 199 件確認され、前年度と比べて不適切な事務があった所属数及び不適切な事務件数とも減少しており、全体として適切な事務の確保に向けた理解が進んでいると見受けられた。

なお、点検で判明した不適切な事務については、いずれも対応策が講じられている。

(3) 不適切な事務のうち量的重要性又は質的重要性の高かったものの項目数

実地検査や自己点検で確認された不適切な事務のうち、量的重要性の高かったものは 4 項目（ア県又は第三者に損害を発生させるもの：3 項目（前年度は 3 項目）、イ発生割合の高いもの（第三者への影響が軽微なものを除き、概ね 10 所属以上で発生しているもの）：1 項目（前年度は 1 項目））で、前年度と同じだった。

また、質的重要性の高かったもの（ウ懲戒処分の指針に該当するもの、エ県民の生命・健康その他安全に影響するもの）はなかった（前年度もなし）。

なお、対応策の評価は次のとおりである。

ア 県又は第三者に損害を発生させるもの（評価基準のア）

区 分	不適切な事務	制度所管課が実施することとした対応策	対応策に対する評価所管課の評価
財 務	国費の受入手続及び支出事務	「第 2 実施状況」の「2 国費事務の適正な執行のための取組」のとおり	(4)記載のとおり妥当である。
	収納金払込の遅延	定期的に通帳記入を行うなど口座の状況を確認する。 所属長は口座の検査を月 1 回以上実施する。	定期的な口座の手入れを怠ったことが主な原因であり、対応策としては妥当である。
	負担金の二重払	特に、組織改正等に伴う業務移管の場合は、引継書は必ず上司の確認を受け、会計事務等も含めて適正に引継ぎを行う。	業務移管元と移管先の連携が不足していたことが主な原因であり、対応策としては妥当である。

イ 発生割合の高いもの（評価基準のイ）

区 分	不適切な事務	制度所管課が実施することとした対応策	対応策に対する評価所管課の評価
個人情報管理	個人情報の流出	チェックリスト又はダブルチェックの実施確認データベースを利用して、ダブルチェック等を行う。	半数が新型コロナウイルス感染症関連業務で発生しているとはいえ、依然として繰り返し発生している。 (14所属) また、個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用していなかった所属は 18 所属あった。 チェックリスト等を活用

			してダブルチェック等を行うよう周知しているが、対応策として不十分である。
--	--	--	--------------------------------------

(注) 上記アにおける対応策の評価は「妥当」としたが、これは「対応策の不十分さを原因として不適切な事務を今後も生じさせる恐れがあるもの」はないと判断したものであり、対応策が完全であると評価したものではない。業務適正化の目的を達成するため、不適切事務をより一層抑制させ得る有効な対応策について、継続的に見直しを図る必要がある。

(4) 国費の受入手続及び支出事務の対応策に対する評価所管課の評価

令和3年度の国土交通省所管の道路事業補助金約24.8億円について、出納整理期間満了までに収入できず収入未済となる事案が発生した。(「第2 実施状況」の「2 国費事務の適正な執行のための取組」参照。)

これは、国土交通省所管補助金の受入手続について、事業費確定、支出決定決議書作成の遅延、支払確認の漏れ、収納未済の把握の遅れ、関係機関との連携不足等による執行管理体制の不備、国費事務への理解不足が原因である。

今回の事案を深刻かつ重大なものと受け止め、県土整備部では補助事業等に係る予算・決算管理体制の強化及び国費事務の組織的な調整などを行い、部をあげて再発防止に取り組んでいる。

また、改善には国費担当課(法定受託事務として国の会計事務を行う課)はもとより、関連する事務を処理する機関での取組が必要なことから、全庁的に再発防止に取り組んでいる。

「国費事務の手引き」の改正、「国費事務マニュアルデータベース」の新規作成により、国費事務の理解不足の解消が図られ、「国費支払管理データベース」に進捗状況管理や担当者及び所属内確認者宛ての遅延警告メール自動送信等の機能を追加し運用することで、県土整備部のみならず、全ての国費事務担当部局及び会計管理局双方で支払漏れの防止体制を強化し、また、全庁的に国費事務の適切な執行について通知等を行っており、対応策としては妥当である。

(5) 未然防止策(対応策)の検証

業務レベルにおける不適切な事務への対応策を検証したところ、対応策の見直しが必要な「不備」と認められるものは、次の1項目である。

なお、上記(4)「国費の受入手続及び支出事務」も含め、その他の不適切な事務については、妥当な対応策が講じられているため、「不備」及び「重大な不備」に該当するものは他にはなかった。

ただし、昨年度と比較して実地検査や自己点検での不適切な事務件数やその発生所属数は大幅に減少したものの、依然として全所属の31%(69所属)の割合で不適切な事案が発生しているという課題があるのは前述のとおりである。こうした状況の中で、27%(60所属)において未然防止策(対応策)の一部が適切に実施されていなかった。主に、歳入予算、歳出予算に計上された事業、資金前渡、補助事業の一覧等を作成し所属内で共有していないものであり、進捗管理の徹底を図ることとしているが、不適切な事務件数や発生所属の減少に向けて、まずは全ての所属において確実に未然防止策を実施することが重要である。

さらに、依然として、単純、軽微な不適切事務が発生しているが、不適切事務の再発防止には、チェックの自動化やシステム化によるヒューマンエラーの低減を図ることが有効な方策と考えられるため、会計事務を始めとする業務全般について、幅広くDXの活用も検討していくとともに、具体的な取組を講じていくことが必要である。

<対応策の見直しが必要な不備（１項目）>

区 分	不適切な事務	制度所管課が実施することとした対応策	評価所管課が必要と考える対応策
個人情報管理	個人情報の流出	チェックリスト又はダブルチェックの実施確認データベースを利用して、ダブルチェック等を行う。	「個人情報流出防止の手引き」の改正、個人情報漏えい事故に係る傾向と対策の周知徹底及び個人情報保護研修の通年オンデマンド配信を実施し、チェックリスト又はダブルチェックの実施確認データベースを利用して、ダブルチェック等を行うよう周知している。 しかしながら、ダブルチェック等を行っていなかったことを要因とした、誤送付・配布や誤送信（メール）等による流出事故が繰り返し発生している。 個人情報を扱う場合、所属の管理監督者は、個人情報がいつ、誰が、どのような手順で扱われているのかを把握し、その作業におけるリスクと流出防止策の実施状況等を点検する必要がある。 さらに、あらかじめダブルチェックを行う者を決めるとともに、ダブルチェックを行ったことを記録することにより、ダブルチェックを行わなければ、送れないという仕組みを整備することが必要である。 また、電子メール等の誤送信については、チェックの自動化やシステム化によるヒューマンエラーの低減を図ることが効率的かつ有効な方策と考えられるため、D Xの活用も検討していく必要がある。

<参考>過去５年間の個人情報流出事故件数

（単位：件）

平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
5	5	7	20	24

（注）上記のうち、新型コロナウイルス感染症関連業務で発生した件数は、令和３年度２件、令和４年度12件である。

参 考 資 料

鳥取県業務適正化基本方針

業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行することにより、県民から信頼される県政運営を行っていくため、地方自治法第 150 条第 1 項（令和 2 年 4 月施行）に規定する「業務適正化」に関する方針を定め、以下のとおり組織的に取り組みます。

1 業務適正化の目的

職員の行動規範である「県民への誓い」（平成 22 年策定）の遵守を基本理念とし、次に掲げる目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

- (1) 業務に関わる法令等の遵守
- (2) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (3) 財務報告等の信頼性の確保
- (4) 資産の保全
- (5) 情報・公文書の適正な管理

2 業務適正化で取り組む事務

地方自治法第 150 条第 1 項第 1 号に定める「財務に関する事務」に加え、「個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務」に取り組みます。

3 業務適正化の取組内容

- (1) 業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが関係法令等の規定を理解した上で、業務を執行し、各所属で自己点検するとともに、業務適正化で取り組む事務の制度所管課が、実地検査等により、各所属の業務の点検を実施することで、組織として、チェック出来る体制を確保し、不適切事務の未然防止に取り組みます。
- (2) 業務を効率的かつ効果的に執行するため、業務のスクラップ・アンド・ビルドや処理手順の見直し、A I ・ R P A 等の最新の I C T 技術の活用等に取り組みます。
- (3) 予算、決算等の財務報告や各政策の実施状況に関する報告等への信頼性を確保するため、適正な財務情報等の管理や報告書等の作成に取り組みます。
- (4) 県が保有する財産や現金等の資産を保全するため、現状を把握し、取得、管理、活用、処分等について、適正な手続きを行います。
- (5) 個人情報を含む情報と公文書を適正に管理するため、情報システムの使用及び管理、公文書の施行、簿冊の保存、公印の管理等を適正に行うことで、漏えい、改ざん等の防止に取り組みます。

4 業務適正化の有効性の確保

- (1) 業務適正化を推進する体制
副知事を本部長とする業務適正化推進本部を設置し、全庁的に業務適正化を推進します。
- (2) 業務適正化の透明性の確保
毎年度、業務適正化の整備及び運用状況を評価し、県議会への報告と県民への公表を行うことで、透明性を確保します。
- (3) 監査委員との連携
監査委員との情報共有や意見交換を行い、より効果的な業務適正化の整備、運用に努めます。

令和 2 年 2 月 6 日

鳥取県知事 平井 伸治

県民への誓い

私たちは、県民のために全力で働きます。

県民の信頼に応えるために

- 法令を遵守し、公正、公平で誠実に仕事をします。
- 県民の大切な公金を一円もムダにしません。

県民の豊かで幸せな生活をめざして

- 県民の声を聴き、県民の視点に立って行動します。
- 情報を公開し、説明責任を果たします。
- 前例にとらわれず、業務改善と県民生活向上を進めます。

令和4年度 重要度の高いリスクと未然防止策（財務）

＜実施対象リスクの考え方＞

過去の監査指摘及び会計実地検査を踏まえて、制度所管課が以下のいずれかに該当するとして、重要度が高いと判断したもの

- ①法令に違反している
 ②県組織や県民等に損害を与える
 ③県民の信頼・信用を著しく損なう不正行為で重要性が特に大きい

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
収入事務	調定事務の遅延	失念等により調定事務が著しく遅延した。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・各所属が、年度当初に歳入予算を計上した事業の一覧等を所属内共有し、進捗管理を実施する。（調定時期、納入日等を記入）
	調定年度の誤り	前年度の実績等に基づき4月に調定した収入について、歳入年度を前年度とした。 繰越予算で収入すべき国庫補助金を現年予算で収入した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足	・年度当初(4～5月)の収入伺に年度区分の表(会計規則運用方針第10条関係)又はリンクを添付して確認する。
	調定額の誤り	調定額の算定根拠となる規定を十分確認せず、誤った金額で調定・収入した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足	・収入伺に算定根拠となる規定を添付して確認する。
支出事務	支出負担行為の遅延	委託業務開始後に支出負担行為事務を行った。	・担当者及び上司の進捗管理不足 ・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・相手方の事務処理の遅延・不備 ・人事異動に伴う引継不十分	・各所属が、年度当初に、支出負担行為すべき事業等の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。（契約時期、支払日等を記入） ・適時・適切に変更契約が締結できるよう担当者以外の職員が関与して組織的に契約の実施状況の進捗管理を行う。 ＜支出負担行為書の作成省略の対象拡大＞ 「源泉徴収票又は支払調書の発行が必要なもの」は、定例的、定額で源泉徴収の取扱いが明確なものを除き支出負担行為書の作成省略ができない取扱いとしていたが、この制限を撤廃する。 このことにより、1件20万円未満の委員謝金等に係る支出負担行為であれば、支出負担行為兼支出仕訳書により支出負担行為を行うことができる。
		契約締結の伺いを一般稟議で行い、支払時に支出負担行為を行った。		
		概算額で支出負担行為を行うべきところを額の確定後に行った。		
		相手方からの書類の受理の遅れにより、負担行為の日を遡った。		
		事業終了後に流用で予算を確保し支出負担行為を行った。		
		年度当初に締結すべき契約の事務が遅延し日付を遡った。		
		契約同決裁後に誤りを修正し、再起案したため契約日を遡った。		
		担当者の失念等により、事務処理が遅延し、契約日を遡った。		
		契約期間内に変更契約すべきものを契約期間後に行い、変更契約日を遡った。		
	支出漏れ・支出遅延	業者からの請求書を受領後、事務処理を失念し、支払遅延が発生した。 過年度の報酬の支払漏れがあり、翌年度予算で支払った。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・担当者以外の職員が関与して組織的に進捗管理を行う。（参考例：総括補佐等が検査調書等の写しを一括して保管し支払等の進捗管理を行う。） ・会議開催経費については、会議開催通知時等、会議開催前に支給調書を作成する。 ・毎月、総括（事務）課長補佐が財務会計システムを点検し、支出漏れの確認を行う。
	精算・戻入の遅延	資金前渡した経費の精算の事務手続きが遅延した。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・資金前渡の一覧等を所属内共有し、精算に係る進捗管理を実施するとともに、毎月、総括（事務）課長補佐が財務会計システムを点検し、精算漏れの確認を行う。

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
契約事務	予定価格の不適正	見積徴収後に予定価格を作成した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・担当者及び上司の確認不足	・契約事務処理要領の契約事務処理のチェックポイントによりチェックを行いながら契約事務を進める。 契約方法別に会計事務ナビ業務フローによりチェックする。 ※一般競争、指名競争、随意契約 ・発注時に、決裁区分、予定価格調書の作成者及びその根拠（記載例：権限規則・2000万円以上は部長）を記載する。 予定価格調書を作成省略する場合はその旨と作成省略が可能な場合の表(会計規則運用方針第127条関係)又はリンクを添付して確認する。 ・契約時に、決裁区分及びその根拠（記載例：権限規則準用・2000万円以上は部長）を記載する。 ・発注時、契約時に、随意契約の場合は、随意契約できる場合の表(契約事務処理要領第2-4(2))又はリンクを添付して確認する。
		仕様変更をしたにも関わらず、変更前の仕様により予定価格を作成した。		
		調達公告での予算額公表で足りると誤認し、予定価格調書を作成しなかった。		
		予定価格の積算を行ったが、予定価格調書の作成を失念した。		
		予定価格の積算に誤りがあった。		
		決裁権限のない者が予定価格調書を作成していた。		
		千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算とし、その額で予定価格を決定していた。		
	入札等手続きの不適正	部長決裁とすべき発注何を課長決裁としていた。		
補助金事務	交付決定等の遅延、漏れ	予定価格を変更できない不落札随契(8号随契)において、予定価格を増額変更していた。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・補助事業者の提出遅延 ・担当者及び上司の進行管理不足	・各所属が、年度当初に補助事業の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。（交付申請日、交付決定日、額の確定日等を記入） ・適時・適切に変更承認、変更交付決定ができるよう担当者以外の職員が関与して組織的に補助事業等の実施状況の進捗管理を行う。
		競争入札すべき業務を随意契約（見積合せ）により発注した。		
		物品請求と契約交付何に同じ見積書を添付した。		
		要綱に定める交付決定日を遅延した。		
財産管理事務 （公有財産事務取扱規則関連）	使用許可に係る誤り （11条～21条関係）	補助事業者等からの書類の提出が遅れ、交付決定を遡った。	・使用料の算定額を誤って徴収した。 ・使用料を減免すべきでないものを減免した又は誤った金額で減額した。	・使用許可の起案に、公有財産事務取扱要領（第3章第5使用料）の規定及び算定根拠を添付して確認する。 ・行財政改革推進課の関連審査で添付を確認する。
		中止した補助事業について、中止承認の手続きが行われていなかった。		
	公有財産の貸付に係る誤り （17条～24条関係）	要綱に定める変更承認、変更交付決定が行われていなかった。	・担当者及び上司の認識不足 ・貸付料の算定額を誤って徴収した。	・使用許可の起案に、公有財産事務取扱要領（第3章第6使用料の減免）の規定及び算定根拠を添付して確認する。 ・行財政改革推進課の関連審査で添付を確認する。
		公有財産の維持管理の不適正		
財産管理事務 （物品等）	金券類管理の不適正	未利用又は低利用の公有財産に不法進入、不法占拠又は不法投棄が確認された。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・担当者及び上司の確認不足	・金券類は、納品時に受払簿の記載を行い、検査調書等（検査結果を証明した書類を含む。）には「受払簿記載済」と付記する。
		収入印紙、レターバックの一部について、受払簿に記載なく保管していた。		

令和４年度 重要度の高いリスクと未然防止策（個人情報管理）

＜実施対象リスクの考え方＞

過去２年で発生した個人情報流出事故の状況や、発生した場合の影響（信用失墜、県民への損害）を考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
1	郵送・配布誤り	・個人情報記載文書を別人あてに送付した ・無関係な資料を含めて送付した	・同姓同名の者を混同しやすい取扱（カタカナ表記等） ・作業スペースの未確保 ・送信前の確認不足（宛先、内容） ・ダブルチェック未実施	・電話や来客対応を行う場所と作業スペースは原則別にするとし、不要な文書を置かないこととする。 ・各所属の事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、郵送物の確認を行い、記録として残す。
2	委託業者の不適切な事務処理による流出	・登録期限を迎える会員あての継続案内文書を別人あてに送付した ・家賃の督促状を同姓同名の別人に送付した	・委託業務発注課による指示不足	・4半期に１度など定期的に、委託業者に個人情報の取扱いを確認する。 ・確認の内容、確認者及び相手方を記録に残す。 ・確認簿は１年間保存する。
3	執務室内・出張時における紛失、廃棄、盗難、漏洩	・個人情報を含むファイル・資料の紛失・盗難により個人情報が漏洩した ・ＵＳＢメモリの紛失・盗難により個人情報が漏洩した ・資料やＰＣの画面が来客者の目に触れ個人情報が流出した ・個人情報を含むファイル・資料を誤って削除した ・出張に持ち出した資料が紛失した ・電子ファイルを自宅に持ち帰って作業をしたところ、私用端末から情報漏洩した	【共通】 ・ＵＳＢメモリのパスワード未設定、不十分な管理 【執務室】 ・鍵のかからないロッカーや執務机周辺に資料を常時保管 ・来客者の目や手の届く範囲での情報取り扱い ・コピー機や机上への資料の放置 ・個人情報取扱業務関連簿冊であることの未記載 ・操作誤り 【出張時】 ・ファイルに閉じない状態（資料単体）での持ち出し、不十分な管理 ・出張用ＰＣ・タブレットの管理が不十分 【その他】 ・電子ファイルの私的持ち出し	・個人情報を含む書類・媒体の持ち出しは原則禁止とし、持ち出しはやむを得ない場合のみとする。 ・やむを得ず持ち出す場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、持ち出すファイル、資料について組織として確認を行い、記録として残す。
4	メール・ファクシミリ送信誤り	・個人情報ファイルを含むメール・ファクシミリを別人あてに送信した ・メールの添付ファイルに不要な個人情報が含まれていた ・メールの宛先に複数人を設定した状態で送信し、メールアドレスが流出した ・ファクシミリで送信すべき資料とは別の資料が混じっていた	【共通】 ・送信前の確認不足（宛先、内容） ・ダブルチェック未実施 【メール】 ・送信前の添付ファイル未確認（ファイル本体の他、シート、編集履歴等の確認不足） ・bccの理解不足、未使用 【ファクシミリ】 ・送信前の資料未確認 ・作業スペースの未確保	・不要な文書が置かれている作業スペースでは資料の確認等を行わないこととする。 ・個人情報を含むメール・ファクシミリの送付は原則禁止とし、送付はやむを得ない場合のみとする。 ・やむを得ずこれらにより送付する場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、送信前後の確認を行い、記録として残す。
5	ＨＰ・ＳＮＳ等誤掲載、一斉配信システムによる誤送信	・ＨＰやＳＮＳで公開すべきファイルとは別の個人情報ファイルを掲載した ・個人情報を含むページの非公開設定が不十分で外部から閲覧可能な状態となっていた ・一斉配信システムを受信した者からの返信用宛先が全員に指定されており、返信内容等が流出した ・一斉配信システムの受信者リストが未更新で、送るべきでない者に送信された	【共通】 ・掲載前の内容、添付ファイルの確認不足 ・添付ファイルに不要なデータ残存 ・ダブルチェック未実施 【ＨＰ・ＳＮＳ】 ・不十分な非公開設定 【一斉配信システム（メーリングリスト）】 ・返信時の操作設定誤り（不要な同報送信） ・使用しなくなったリスト・宛先の手入れの未実施	・ＨＰやＳＮＳを更新する場合若しくは電子ファイルをアップロードする場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、ＨＰやＳＮＳの更新内容や電子ファイルの内容の確認を行い、記録として残す。 ・一斉配信システムの利用に当たっては、返信を含めてあらかじめ複数人によるテスト送信を行う。

令和４年度 重要度の高いリスクと未然防止策（公文書管理）

＜実施対象リスクの考え方＞

国において発生した公文書の廃棄等事案、及び本県における公印の不正使用事案の発生を考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
公文書の保管等	公文書の紛失、散逸、所在不明、誤廃棄	・決裁済起案の関連紙文書を簿冊に綴らず紛失した。	・不十分な簿冊登録、個人使用ファイル扱い ・電子決裁の処理済み後に、紙ベースで簿冊に綴るべきものを綴り忘れている ・処理済み処理を失念	・添付可能なものはできる限りPDF化して起案に添付し、これを原本とする。添付できないものは意見欄に保管場所（ロッカー名、サーバー名、フォルダ名）を記載することで簿冊に綴り込んだものとする。 ＜参考＞ ・電子決裁に係る「施行処理してください。」の自動メッセージの送信先を、現行の起案者宛てから所属宛てに変更するようD B改修済み（所属のメールBOXの削除権限は通常総括補佐＋αのみに設定。所属に送信されれば所属全員が処理済遅延案件をその都度、確認・注意することが可能） ・また、政策法務課に権限を持たせて、放置文書を仮簿冊に綴り込めるようシステム改修済み。令和３年度稼働予定。
		・電子決裁が施行中のまま放置され、文書管理システム上で検索してもヒットしない		
公印の保管・使用	公印の不正使用・紛失・盗難	・決裁を経ないまま公印を使用して施行した	・公印を鍵のかかるロッカーに保管していない ・不十分な施行数の確認	・総括補佐（文書管理主任）が公印の管守と押印文書施行について、チェックリストで確認する。（確認したチェックリストについては簿冊に綴り、記録として残す。） ＜参考＞ ・本庁課長印を集約して、管守所属を限定した。あわせて、文書は、原則公印省略で施行できることとした。 ・さらに、規則その他の規程により公印の押印を要するとされている文書については、当該規則の規定に関わらず、相手方が手押しの公印押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行することとするよう規則を制定し、公印規程を改正し、公印押印の機会の減少を図った。（令和２年１２月１１日施行）
		・施行必要数以上に押印して施行した（再施行含む）		

令和４年度 重要度の高いリスクと未然防止策（情報管理）

＜実施対象リスクの考え方＞

事案発生時の県民等への損害、及び県業務の停滞等の与える影響の大きさを考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
インシデント対応	インシデント発生後の庁内ＬＡＮ全体への影響拡大	・１つの所属で発生したウイルス感染が庁内ＬＡＮ全体に拡大した	・所属内におけるウイルス感染発覚時の対応方法の認識不足による初動対応の遅れ（該当端末のネットワークからの切り離し及びデジタル改革推進課への報告）	＜各所属＞ ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ（点検未実施の職員には自動で催促メールを送信） ＜デジタル改革推進課＞ ・システムを導入し、庁内ＬＡＮ端末でウイルス検知すると速やかに庁内ＬＡＮ担当及び保守委託業者にメール連絡が届く体制を構築済み。（デジタル改革推進課から本人又は周囲の職員にＬＡＮケーブルの切断等の指示を行っている。）
ウイルス感染（個人）	ウイルス感染によるデータ破壊、改ざん、消去、流出及び機能停止（※個人）	・私用ＵＳＢメモリなど外部記憶媒体を利用したところウイルス感染した ・業務上必要のないサイトへのインターネット接続を行いウイルス感染した（セキュアブラウザインターネット接続端末） ・外部から受け取ったファイルを解凍、閲覧又は実行したところウイルス感染した ・上記ウイルス感染により必要なデータが破壊、改ざん、消去、流出した、又は庁内ＬＡＮが機能停止した	・承認を得ない私用ＵＳＢメモリなど外部記憶媒体の利用 ・不適切なインターネット利用 ・外部の者から届いたメール等による添付ファイルの解凍、閲覧又は実行、ＵＲＬへの接続 ・ＯＳ、ソフトウェアのアップデート未実施 ・所属内におけるウイルス感染発覚時の対応方法の認識不足による初動対応の遅れ（該当端末のネットワークからの切り離し及びデジタル改革推進課への報告）	・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ（点検未実施の職員には自動で催促メールを送信）
ウイルス感染（システム）	ウイルス感染によるデータ破壊、改ざん、消去、流出及び機能停止（※システム）	・所属所管システムが外部攻撃により破壊、改ざん、機能停止、データ流出又は消去された	・システムのＯＳ、ソフトウェアのアップデートが未実施 ・管理者用ＩＤ・パスワードが初期設定のまま又は推測されやすい状態 ・管理委託業者がセキュリティポリシーを遵守していない	＜各所属＞ ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ（点検未実施の職員には自動で催促メールを送信） ＜デジタル改革推進課＞ ・業務システムのＯＳやソフトウェアのアップデートの状況を、資産管理ソフトを用いて監視することを検討する。
不正アクセス	不正アクセスによる情報漏洩	・ログイン情報を悪用されて、庁内ＬＡＮ端末の中に保存していた情報を抜き取られた ・所属で利用しているＮＡＳに所属外の者がアクセスし情報漏洩した ・所属で利用しているノーツデータベースに利用許可を想定されていない者がアクセスし情報漏洩した ・利用権限のない職員が業務システムにアクセスし、個人情報を閲覧又は情報漏洩した	・庁内ＬＡＮパソコン周辺へのパスワードの貼り付け、推測されやすいパスワードの利用 ・ＰＣログイン時とノーツのパスワードが同一 ・ＮＡＳにパスワード未設定又は接続可能アカウントの制限をしていない ・ノーツデータベースのアクセス権限設定が不十分又は更新もれ ・パスワード情報の悪用	＜各所属＞ ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ（点検未実施の職員には自動で催促メールを送信） ＜デジタル改革推進課＞ ・一元管理のファイルサーバを構築・運用済み。 ・多要素認証を導入済み。

令和4年度 業務点検チェックリスト（財務）

資料 3

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01予算	01予算一般	01予算一般	○会計年度独立の原則は守られているか。 ○会計年度、会計区分、現年・繰越の区分は適正か。（明許繰越予算で執行すべきものを現年度予算で執行していないか。債務負担行為未設定で年度を超えた契約や交付決定をしていないか。その他、年度区分や財源の誤り等はないか。）。 ○予算の繰越し手続きは適正か。	予算規則 会計規則10、38の2 会計規則38の2運用方針 契約要領第3-4(3)
2	02歳入	01収入の決定	01発注何	○入札及び随意契約を行う場合に発注何を作成しているか。 ○予定価格の積算は適正か。	会計規則10、11 会計要領第3-1、2
3	02歳入	01収入の決定	02契約等何	○許認可又は契約に基づいて歳入する場合、契約書案等を伺っているか。 ○収入の根拠、調定額の算定に誤りはないか。 ○会計年度区分、収入科目、納入者、納入期限等は適正か。	会計規則10 会計規則10運用方針 会計規則14運用方針 会計要領第3
4	02歳入	02調定	01収入調定・納入通知・収納管理	○調定の時期は適正か。（使用料、貸付料は原則、事前徴収） ○会計年度区分、収入科目、調定額、納入者等は適正か。 ○納入期限は適正に設定されているか。（原則、納通発行日から20日以内。過年度支出の返納は10日以内） ○納入通知書等交付後、財務会計システム等による収納確認を適切に行っているか。 ○（事後調定の場合）収納後に作成された収入調書の決裁を受けているか。 ○不要な調定の取消漏れ、減額漏れはないか。	会計規則10、14 会計規則10運用方針 会計規則14運用方針 会計要領第3
5	02歳入	03収納	01出納員等による現金等の領収	○現金（証券）領収書は適正に管理されているか。（使用前に一連番号を付し、表紙に年度使用年度及び番号を記載しているか。書損があった場合の処理は適正か。） ○現金を直接収納した際に、現金領収証書を納入者に交付しているか。 ○現金出納簿の整備、記帳は適正か。 ○現金（証券）領収証書用紙管理簿の整備、記帳は適正か。 ○現金及び有価証券の保管管理は適切か。 ○分任出納員が収納した場合の出納員への引継ぎ等は適正に行われているか。（原則、収納の日からその翌々日まで）	会計規則19、22 会計規則19運用方針 所属で開設管理する口座取扱要領4
6	02歳入	03収納	02現金の払込	○出納員は収納した現金を、期日までに払込書により払い込んでいるか。（原則、収納の日から7日以内） ○現金出納簿に正しく記載しているか。 ○出納員管理口座に入金があった場合、期日までに払い込んでいるか。また、利息発生時の処理は適切か。 ○分任出納員が払い込む場合、期日までに払い込んでいるか。（原則、収納の日から7日以内）	会計規則21、22 所属で開設管理する口座取扱要領4
7	02歳入	04過誤納金	01還付	○相手方に通知を発出する場合、歳入戻出通知何を作成しているか。 ○調定の減額を行っているか。 ○還付の時期は適正か。 ○出納閉鎖後の戻出金は現年度の歳出予算から支出しているか。	会計規則13、35 会計要領第3-5
8	02歳入	05未収金	01督促	○納入期限から20日以内に督促状を発行しているか。 ○督促状の指定期限は、発行日から10日以内としているか。 ○滞納整理票により督促状況等を記載しているか。	会計規則14 運用方針14-5 債権規則4～6
9	03債権	01債権管理	01債権管理	○債権の徴収停止、免除及び猶予等を行う場合、適切な処理を行っているか。 ○延滞金又は遅延利息の徴収は適正に行われているか。 ○不納欠損処分の手続きは適正か。	会計要領第3-4 債権規則12
10	04契約	01発注	01一般競争入札・指名競争入札	○必要な予算措置がされているか。（複数年度にわたる場合の債務負担行為等） ○決裁権者は適正か。（2000万円以上は部長） ○予定価格の積算は適正になされているか。 ○契約方法は適切か。 ○調達公告等に必要事項が適正に記載されているか。 ○入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に公告しているか。 ○入札保証金の額、免除の場合は免除理由を伺っているか。 ○指名競争入札の場合、理由、根拠条項を明記し、なるべく5名以上を指名しているか。（配慮措置企業が1者以上入っているか。） ○長期継続契約ができない契約を長期継続契約していないか。 ○予定価格が100万円以上の発注何は統括審査課の審査を受けているか。	契約要領第2-2、3

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
11	04契約	01発注	02随意契約	○随意契約の理由は適正か。根拠条項を明記しているか。 ○見積徴収数は適正か。（予定価格が5万円以上の物品、委託・役務及び賃借の調達にあたって、配慮措置企業が1者以上入っているか。） ○予定価格が100万円以上の発注何は統括審査課の審査を受けているか。	契約要領第2-4
12	04契約	02入札・見積合わせ	01一般競争入札・指名競争入札	○予定価格が100万円以上の場合、決裁権者（2000万円以上は部長）が記名した予定価格調書が作成されているか。 ○予定価格が20万円以上の場合、書面等（負担行為の概要欄等）に予定価格を記載しているか。 ○開札方法は適正か。（全入札書の開封、読上げ等） ○落札者の決定手続は適正か。 ○委任状がある場合、受任者の記名のある入札書が提出されているか。	契約要領第2、3
13	04契約	02入札・見積合わせ	02随意契約	○見積書を適正に徴しているか。 ○見積書に受付印を押印しているか。 ○施行令第167条の2第1項第3号又は4号の規定に基づき随意契約を締結する場合、発注見通し等を公表しているか。	契約要領第2、3
14	04契約	03契約	01契約書作成、請書徴収（負担行為）	○支出負担行為として整理する日（契約締結日）、年度区分は適正か。（契約締結日は、着手前） ○支出負担行為書の記載、添付書類は適正か。 ○支払方法は適正か。（原則精算払。これによらない場合は契約書に明記） ○契約保証金を契約締結時に、納付しているか。（免除の場合、理由は適正か。） ○予定価格を超えた金額や見積額と異なる金額で契約をしていないか。 ○契約書に会計規則第110条に規定する事項が適正に記載されているか。 ○委託契約の場合、再委託禁止についての条項があるか。再委託の承認は適正か。 ○個人情報取扱業務を委託する場合、個人情報の保護に関する条項及び個人情報取扱業務委託特記事項を記載しているか。 ○暴力団の排除規定はあるか。 ○発注何と契約書の仕様書の内容が一致しているか。 ○県が保管する契約書等に収入印紙の貼付があるか。（印紙税の詳細は税務署に確認のこと） ○県及び相手方の押印は適正か。 ○契約の変更手続は適正か。また、変更理由を記載しているか。 ○統括審査課の審査を受けているか。 ○議会議決が必要な契約の場合、議決されているか。	会計規則38の2、110～112の2、114、120、132、137の2～4、契約要領第3
15	04契約	04進捗確認	進捗確認	○契約書に定める書類を期限までに受理しているか。 ○契約の実施状況を確認し、必要な変更契約を締結しているか。	
16	04契約	05履行確認	01履行確認、検査	○検査員の任命をしているか。 ○完了届等の受理日から工事は14日以内、その他は10日以内に完了検査を行っているか。 ○検査調書の作成又は検査済みの表示は適正か。	会計規則117 会計規則116及び117運用方針 契約事務処理要領第3-3
17	05歳出	01支出命令・支出決定	01請求書の徴収等	○請求書の徴収が必要なものについて適切に徴収しているか、その内容は適正か。 ○履行検査が終わっているものか。 ○会議開催経費等については、適切に支給調書を作成しているか。（原則、会議等の開催前）	会計規則39、40 会計規則39運用方針
18	05歳出	01支出命令・支出決定	02支出命令・支出決定	○債務が確定し、支払時期が到来したものであるか。 ○正当な債権者であるか。 ○請求・受領委任の場合、委任状を徴しているか。 ○支出負担行為兼支出仕訳書で支払できる経費か。 ○支出仕訳書の記載内容（金額、年度、科目等）、添付書類は適正か。 ○支払期限内に支払はなされているか。（支払期限の定めのないものは、請求があってから15日以内）	会計規則38の2～40 会計規則38の2～40運用方針
19	05歳出	01支出命令・支出決定	03戻入	○戻入仕訳書又は資金前渡(概算払)精算書により決定しているか。（戻入対象の支出仕訳書に誤りがないか。） ○戻入通知何は作成されているか。（旅行命令簿によるもので、電磁的方法により行う旅費を除く）。 ○戻入額の算定に誤りがないか。 ○返納通知書で指定する返納期限は、通知日の翌日から起算して10日以内の日か。 ○返納通知書の発付後に、収納状況を確認しているか。期限以降も未返納の場合、督促処理等は適切か。（収入の規定を準用）	会計規則73、76、89 会計規則89運用方針

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
20	05歳出	02支出方法	01支出区分（資金前渡）	○資金前渡をすることができる経費か。（地方自治法令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、会計規則第70条に列挙） ○資金前渡受領口座（代理受領口座含む）の通帳及び銀行取引印（出納員の公印）は適切に管理されているか。また、利息発生時の処理は適切か。 ○受払簿により管理がなされているか。 【精算】 ○領収書（領収書を徴しがたいものについては支払を証明するに足る書類）を徴し、期間内（支払完了後（出張を伴う場合は、帰庁の日以後）7日（県休日不算入）以内）に精算しているか。 ○長期間保有できる資金前渡経費は定められた期間内に精算しているか。	地方自治法施行令161 会計規則70～74 会計規則70～74運用方針 所属で開設管理する口座取扱要領4
21	05歳出	02支出方法	02支出区分（概算払）	○概算払をすることができる経費か。（地方自治法施行令第162条第1号から第5号までに掲げるもののほか、会計規則第75条に列挙） ○契約締結時に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。 【精算】 ○経費が確定したときは、速やかに精算しているか。 ○額の確定等の記載内容は適正か。 ○相手方の履行完了時に債務が確定していることを確認（完了検査）しているか。	地方自治法施行令162 会計規則75、76 会計規則75、76運用方針
22	05歳出	02支出方法	03支出区分（前金払）	○前金払をすることができる経費か。（地方自治法施行令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、会計規則第77条に列挙） ○契約締結時に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。	地方自治法施行令163 会計規則77 会計規則77運用方針
23	05歳出	02支出方法	04支出区分（繰替払）	○繰替払のできる経費か。（地方自治法施行令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、会計規則第77条の2に列挙） ○繰替支払報告書による報告はされているか。	地方自治法施行令164 会計規則77の2、78 会計規則77の2運用方針
24	05歳出	03節毎の留意点	01節毎の留意点	(1)報酬・報償費 ○支給調書を作成しているか。（原則、会議等の開催前） ○源泉徴収が必要な支払について、適切に源泉徴収しているか。 (2)旅費 ○旅費請求書の内容は適正か。（経路、算定は正しいか、請求者の記名はあるか等） ○源泉徴収が必要な旅費について源泉徴収しているか。 (3)需用費 ○検査が終了し、債務が確定しているか。 ○食糧費の支出仕訳書に食糧費支出調書を添付しているか。 (4)役務費・委託料 ○源泉徴収が必要な支払について源泉徴収しているか。 (5)工事請負費 ○落札者（又は契約の相手方）を決定した日から14日以内に契約締結しているか。 ○契約保証金の取扱い（変更契約時の取扱い含む）は適正か。（免除理由、契約締結時納付） ○工事完成届の受理日から14日以内に完成検査を行っているか。 (6)補助金等 ○交付決定、額の確定等の内容（補助対象経費、補助金算定等）は適正か。（交付要綱等に規定されたとおり行われているか。） ○交付申請、交付決定、変更承認、実績報告、額確定等の時期は適切か。 ○交付要綱に定める書類を期限までに受理しているか。 ○補助事業等の実施状況を確認し、必要な変更交付決定等の処理が行われているか。	会計規則38の2、39、40、132、137 補助金規則・要綱 旅費条例・規則
25	06公有財産	01管理	01使用許可・減免	○使用許可又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。 ○使用料又は減免額は適正に算定されているか。 ○使用許可又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、資産活用推進課の関連審査を受けているか。	公財事務取扱規則 第11条～第16条 公財事務取扱要領 第3章 行政財産の使用許可 総則、許可手続、許可基準、許可変更、使用料、減免、許可取消
26	06公有財産	01管理	02貸付・減免	○貸付を行う場合、貸付基準に合致しているか。 ○貸付又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。 ○貸付料又は減免額は適正に算定されているか。 ○貸付又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、行財政改革推進課の関連審査を受けているか。	公財事務取扱規則 第17条～第23条 公財事務取扱要領 第4章 総則、貸付（普通財産）、貸付（行政財産）、貸付（貸付料算定等）、貸付（その他手続等）、貸付（事業用定期借地）、地上権等

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
27	07物品	01物品一般	01物品保管主任の任免	○物品保管主任の任免は伺により決定し、発令内容を口頭で伝達しているか。 ○出納員・物品出納員等との兼職になっていないか。（金券類のうちタクシーチケット及び法人クレジットカードを除く。） ○物品の保管場所ごとに任命されているか。	物品規則5の2 物品規則5の2運用方針 物品要領第3の1の(1)
28	07物品	02取得	01購入手続等	○物品の購入は物品請求書及び契約・交付伺書により行っているか。（予定価格20万円未満の消耗品については省略規定あり） ○発注方法は適正か。 ○用品指定品目により対応できるものが購入されていないか。 ○物品請求等の起案時に起案者以外の者を検査員として伺っているか。（年間伺を含む） ○資金前渡者が購入した物品は、備品については備品登録伺書、備品以外の物品は資金前渡精算書により引継いでいるか。 ○委託料で取得する物品の事務手続は適切か。	物品規則6、7 物品規則6、7運用方針 物品要領第2の1
29	07物品	02取得	02寄附物品の受納	○申込者から物品寄附申込書等の提出を受け、寄付物品受納伺書により受納決定しているか。 ○金券類（図書カード、商品券等）の寄附を受けた場合、金券類受払簿に記載しているか。	物品規則9 物品規則9運用方針 物品要領第2の4
30	07物品	03管理	01適正管理・使用	○物品の損傷防止について所属内で注意喚起が行われているか。（パソコン周辺での飲食等） ○公用車運転時の安全確認徹底及び使用前後の損傷点検徹底が図られているか。 ○物品を損傷した際に物品損傷報告DBにより報告しているか。	物品規則12
31	07物品	03管理	02物品の確認・台帳管理	○物品出納簿に登録した物品の保管状況について毎年1回以上確認を行っているか。 ○物品確認DBにより物品確認の結果を記録し、所属長の確認を受けているか。 ○現物の確認ができない物品については、原因の究明を行い、適切な処理を行っているか。 ○備品シールは1点ごとに貼付されているか。（貼付できないものは、現物と備品番号が照合できるよう必要な措置をとっているか。） ○備品の出納を財務会計システムに登録しているか。 ○生産品の引継ぎ、処分手続き等は適正に行われているか。	物品規則8、11～14、32、33、46、47 物品規則8、11～14、32、33、46、47運用方針
32	07物品	03管理	03金券類・タクシーチケット	(1)金券類（切手、印紙等） ○物品保管主任が受払の都度、金券類受払簿の記帳を行っているか。 ○月末の現在高を所属長が指定した者が確認し、確認済の旨の表示をしているか。 ○受払簿と現物は一致しているか。 ○金券類の保管方法は適切か。 (2)タクシーチケット ○チケット交付時、利用変更時及び利用報告時に、所属長の承認を受けているか。（利用承認簿へ記名） ○利用済みチケット半券は利用承認簿に貼付け保存されているか。 ○簿冊管理簿に管理状況を記載しているか。 ○チケット簿冊の利用終了後、控えを5年間保存しているか。	物品規則17 物品規則17運用方針
33	07物品	03管理	04貸付け及び返還（原則）	○申請者からの物品借受申込書に基づき、物品貸付伺書により貸付けの決定を行っているか。 ○貸付けを受けようとする者が保証人を立てているか。（市町村等へ貸し付ける場合、委託等の場合及び貸付期間が10日未満の場合は不要）。 ○貸付契約を締結しているか。（貸付期間が1年以内で無償貸付けの場合は省略可） ○貸付期間は適切か。（原則1年以内） ○物品の確認を実施（貸付期間中に1回以上）し、異常が判明した場合の報告や処理は適切か。 ○貸付期間を更新する場合、新たな貸付期間が記載された物品借受申込書等が提出されているか。 ○返還された物品は貸付物品受入調書により受入れているか。	物品規則21、22、24、25 物品規則22、25運用方針
34	07物品	03管理	05保管換え	○物品保管換引継書により行われているか。（手続きが遅延していないか。電子決裁にあたり審査欄にて保管換先の確認を受けているか。） ○国庫補助により取得した物品は国が定める期間を経過しているか。	物品規則27 物品規則27運用方針 物品要領第3の8
35	07物品	03管理	07借受け及び返還	○借受けは借受物品受入調書、返還は借受物品返還調書により行われているか。（パソコン、コピー機又は自動車の借受けにおいて契約書を作成し又は請書を徴する場合、省略可）	物品規則29 物品規則29運用方針

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
36	07物品	04処分	01不用決定及び処分	○不用の決定及び処分は適正に行われているか。 ○備品情報交換システムDBの利用等、他機関での利活用を検討したか。 ○インターネット公売による売払いを検討したか。 ○不用の決定及び処分は、不用品決定・処分何書により行っているか。 ○廃棄処分を行う場合、資格を有する処分業者と委託契約書を締結しているか（科目は委託料で支払われているか）。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）が作成されているか。	物品規則30 物品規則30運用方針
37	07物品	04処分	02譲与、減額譲渡	○譲与の場合は物品譲与調書、減額の場合は物品減額譲渡調書により行っているか。	物品規則35 物品規則35運用方針
38	08総括事項	01会計一般	01法令遵守、内部チェック機能の発揮に向けた取組状況	○定期監査、会計実地検査等の結果を所属内に周知・徹底し、改善に向けた取り組みが実施されているか。 ○出納員等会計職員が率先して厳正な会計事務を推進し、所属全体で事務処理に取組んでいるか。	会計規則153、160
39	08総括事項	01会計一般	02会計職員の任免等	○知事が任免する出納員について、出納員等申請DBにより会計管理者に内申しているか。（あて職出納員を除く。） ○分任出納員及び会計員は適正に任免手続が行われているか。（知事部局は所属長等に委任。警察本部及び教育委員会は内申が必要） ○出納機関の長、出納員、分任出納員に交替があった際の引継ぎは適正に行われているか。（引継目録の作成、発令から2週間以内の引継ぎ）	会計規則5～6、172～175 会計規則5～5の3、172運用方針
40	08総括事項	01会計一般	03帳簿・帳票および証拠書類	○会計規則第160条第1項の帳簿を備えているか。 ○会計規則第160条第2項の帳票を保管しているか。 ○収入及び支出の証拠書類を適正に保管しているか。	会計規則139、140、149、160 会計規則140運用方針 会計要領第2-6

令和４年度 業務点検チェックリスト（個人情報管理）

NO	大区分	中区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01個人情報取扱事務の把握	1	個人情報取扱事務登録簿に事務が正しく登録されているか	個人情報保護条例第５条、手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （１）個人情報取扱事務登録簿の点検
2	01個人情報取扱事務の把握	2	個人情報取扱事務登録簿の点検がされているか	個人情報保護条例第５条、手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （１）個人情報取扱事務登録簿の点検
3	02個人情報流出防止対策強化期間	1	対策強化期間を設定しているか	手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （４）個人情報流出防止対策強化期間の設定
4	02個人情報流出防止対策強化期間	2	対策強化期間において具体的な取組を行っているか	手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （４）個人情報流出防止対策強化期間の設定
5	03個人情報流出を防ぐ職場環境	1	個人情報を扱う（封入、封かん等）際に、整理された作業スペースがあるか	手引きⅠ 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》作業環境
6	03個人情報流出を防ぐ職場環境	2	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが整理されているか	手引きⅡ 個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 1 個人情報を含んだ文書の保管
7	03個人情報流出を防ぐ職場環境	3	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが適正に保管されているか	手引きⅡ 個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 1 個人情報を含んだ文書の保管
8	03個人情報流出を防ぐ職場環境	4	裏面利用紙に個人情報が含まれていないか	手引きⅡ 個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 2 個人情報の運搬、廃棄
9	03個人情報流出を防ぐ職場環境	5	ダブル、トリプル等チェック体制は出来ているか	手引きⅠ 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》作業方法
10	03個人情報流出を防ぐ職場環境	6	ファクシミリによる個人情報の送付はないか	手引きⅠ 個人情報流出の事例及び対策について 2 誤送信 （１）ファックス
11	04職員の意識	1	個人情報流出防止研修に参加しているか	手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （３）受講した研修の所属職員への伝達
12	04職員の意識	2	研修参加後は伝達研修を実施しているか	手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （３）受講した研修の所属職員への伝達
13	04職員の意識	3	新規職員及び会計年度任用職員等への個人情報の重要性に関する研修を実施しているか	手引きⅢ所属長等の取組について ２ 個人情報取扱事務の把握 （２）日頃からの対策
14	05チェックリスト	1	個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用しているか	手引きⅠ 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》チェックリストの活用
15	06個人情報保護推進員	1	個人情報保護推進員を設置しているか	手引きⅢ所属長等の取組について 1 個人情報保護推進員の設置

令和４年度 業務点検チェックリスト（公文書管理）

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01文書事務 （職員自己点検）	01鳥取県公文書等の管理に関する条例	01現用公文書と歴史公文書の違い等	○鳥取県公文書等の管理に関する条例について知っているか ○現用公文書と歴史公文書の違いについて知っているか	公文書管理条例第1条、第2条、第3条
2	01文書事務 （職員自己点検）	01鳥取県公文書等の管理に関する条例	02簿冊	○簿冊名は適正か（個人名等の個人情報が入っていないか） ○保存期間が満了した簿冊は適正に廃棄されているか ○保存期間が1年以上の簿冊は全て文書管理システムに登録しているか ○事務処理が終了した年度が経過した簿冊を簿冊の完結（予定）日を確認した上で、完結処理を行っているか	公文書管理条例第5条、第6条、第7条、第9条
3	01文書事務 （職員自己点検）	02公文書の作成	01経路設定	○決裁権者は適正か ○関連審査の有無を確認を行ったか ○文書審査の担当者は適正か ○施行確認は適正な者が行っているか	事務処理権限規則、文書管理事務処理要領別表第2、文書管理規程第18条、第19条、第24条
4	01文書事務 （職員自己点検）	02公文書の作成	02文書の廻り施行及び再施行について	○文書の廻り施行及び再施行の承認が文書管理主任が行っているか（文書管理補助員が行っていないか）	文書管理規程第4条
5	01文書事務 （職員自己点検）	02公文書の作成	03書誌情報、処理済の処理	○書誌情報の登録は適正か（文書管理規定に従い、保存期間と公文書館引継情報を登録しているか） ○施行が終了した文書について、速やかに処理済としているか	文書管理規程別表第1、別表第2、第25条第1項
6	02文書事務 （所属の点検）	01文書管理主任	01文書管理主任研修	○文書管理主任研修に文書管理主任又はそれに代わる者が出席しているか ○文書管理主任研修で受講した内容について所属内で伝達研修を行っているか	公文書管理条例第25条
7	02文書事務 （所属の点検）	01文書管理主任	02紙文書の受付及び仕分け	○所属に届いた紙文書は、開封して、余白に受付印を押印しているか。	文書管理事務処理要領第4条、第10条、第14条
8	02文書事務 （所属の点検）	01文書管理主任	02紙文書の受付及び仕分け	○所属の所掌事務に属さない文書が届いた場合、政策法務課へ持参してその旨を申し出ているか	・人事企画課による所管課の決定を行ってもらった上で、決定所属に届けることとなります。 ・鳥取県行政組織規則 第160条 所掌事務の主管が明らかでない事務を処理する必要がある場合は、総務部長が主管機関を決定する。
9	02文書事務 （所属の点検）	02電子決裁	01起案の確認・決裁	○起案内容をよく確認し、決裁をしているか ・廻り施行の必要な伺いはしているか ・事前押印について必要な伺いはしているか。 ・申請書等の宛先の確認はしているか。 ・回答、承認等を行う起案に、受理した依頼文書等の添付がしているか。	文書管理規程 第4条 3 3 文書管理主任は、次に掲げる事務を取り扱うものとする。
10	02文書事務 （所属の点検）	02電子決裁	02経路設定等	○経路設定、保存期間、歴史的公文書に該当するかの判断の妥当性について、起案者以外の職員が確認しているか	文書管理事務処理要領第19条、第20条、別表第1
11	02文書事務 （所属の点検）	02電子決裁	03文書審査	○所属で行う文書審査について、特に以下の項目について審査を行っているか。 ・関係する法令等について ・決裁権者が適切か ・起案文書の構成 ・書式規程に基づく書式か ○再施行の承認は文書管理主任が行っているか。	文書事務の手引きDB・Q&A「文書管理主任の役割」 文書管理規程第4条、第18条 事務処理要領別表第2

12	02文書事務 (所属の点検)	02電子決裁	04施行確認等	○所属で行う施行確認について、文書管理補助員も施行確認を行っている場合、遡り施行の確認は文書管理主任が行っているか。 ○施行確認時に特に以下の項目について確認しているか。 ・施行文書、宛先が起案どおりか ・正しい決裁権者、文書審査者か ・文書番号は正しいか。 ・遡りとなっていないか。 ・担当連絡先は記載されているか。 ・施行日、発送日は適切か。 ○起案文書が処理済みにされないまま長期間電子決裁システム上に残っていないか。	文書事務の手引きDB・Q & A「文書管理主任の役割」 施行確認時のチェックシート 文書管理規程第24条、第25条、第26条 令和2年度文書実務者研修資料31ページ
13	02文書事務 (所属の点検)	03公印の管理	01公印の管理、押印手順等	○公印は使用する際にのみ取り出しているか。 ○勤務時間終了後は、鍵のかかる場所へ公印を保管しているか。 ○施行文書への押印は、必ず文書管理主任の確認の後、所属内の決められた場所で行っているか。	公印規程第3条、第8条 公文書の管理及び文書事務に関するガイドライン6～7ページ
14	02文書事務 (所属の点検)	04簿冊の管理	01簿冊の登録	○文書管理システムへの簿冊登録に当たり ①簿冊の名称が適切か（簿冊名は全て公表されている。個人名及び法人・団体名を入れた際の当該法人等が不利益となる記載がないか） ②保存期間や公文書館引継情報が鳥取県文書の管理に関する規程に基づき設定されているか ③所属全体で整合性のある内容で登録されているか所属として確認しているか	公文書管理条例第5条、第6条、第7条、第9条 文書事務の手引きDB・03-15 公文書の管理及び文書事務に関するガイドライン2～3ページ
15	02文書事務 (所属の点検)	04簿冊の管理	01簿冊の登録	○完結年度が到来した簿冊の完結処理はされているか。	文書管理規程第28条 文書事務の手引きDB 公文書の管理及び文書事務に関するガイドライン5ページ
16	02文書事務 (所属の点検)	04簿冊の管理	02簿冊の引継・廃棄	○所属で簿冊を廃棄する場合、政策法務課が送付する廃棄決定リストと突合した上で廃棄しているか ○＜本庁のみ＞政策法務課に簿冊を引き継ぐ場合、政策法務課が送付する引継ぎ対象簿冊リストと突合した上で引き継いでいるか	公文書管理条例第9条 文書管理規程第30条、35条、36条 文書事務の手引きDB・03-16

令和４年度 業務点検チェックリスト（情報管理）

NO	大区分	中区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01情報セキュリティ基本方針の理解	1	情報セキュリティ基本方針で定義する「機密性・完全性・可用性」の内容を説明できるか。	基本方針 第2条
2	01情報セキュリティ基本方針の理解	2	基本方針で定める「職員等の責務」が理解されているか。 （「職員等の責務」の理解の確認） ・心当たりのない送信者から届いたメールの取扱 ・庁内LANネットワークにおける外部記憶媒体の取扱手順 など	基本方針 第8条
3	02管理体制（所属長の役割）	1	デジタル改革推進課から発出されるセキュリティに関する通知等について、所属内職員へ適切に周知しているか。	
4	03USBフラッシュメモリの利用	1	USBフラッシュメモリ（SDカード等も含む）は所属で定められたもののみを使用しているか。私物等、外部からの持ち込みをしていないか。	4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 オ 私物パソコン等の持込 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行)
5	03USBフラッシュメモリの利用	2	USBフラッシュメモリ管理簿の作成・記載が適正に行われているか。	4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行)
6	03USBフラッシュメモリの利用	3	適切な者がUSBメモリ管理責任者となっているか。 ※「情報セキュリティ管理者」または「所属内の職員」がUSB管理者。	4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行)
7	03USBフラッシュメモリの利用	4	USBフラッシュメモリが適切な場所に保管されているか。	4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行)
8	03USBフラッシュメモリの利用	5	USBフラッシュメモリの利用目的・利用期間に問題はないか。業務上必要な場合、必要な期間に限定した利用を行っているか。	4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行)
9	04メール送信	1	個人情報等を含むファイルをメールで外部に送信する場合、添付ファイルの暗号化又はパスワードを設定しているか。 （関係者以外の方に漏れてはいけない添付ファイルを外部（例えば企業や県民）の方にメールする際のルールに従ってメール送信しているか。）	3. 情報資産の分類と管理方法 (2) 情報資産の管理 キ 情報の送信 6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化
10	04メール送信	2	複数の者にメールを送る時、宛先、cc、bccそれぞれの役割を理解し、適切にメール送信しているか。	6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化
11	06パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	1	Windowsとノーツのログインパスワードを別々のものに分けているか。	4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い
12	06パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	2	パソコン周辺にパスワードのメモを置いていないか。	4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い
13	06パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	3	パスワードは10文字以上で文字列が英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたもので第三者が想像しにくいものになっているか。	4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い

14	07個人情報情報を有する電子ファイルの管理 ※ 起動しているパソコン（所属内約2名）で確認する。	1	個人情報情報を有する電子ファイルについて、パスワードが設定してあるか。	平成27年6月5日 情報政策課長通知
15	08庁内LANパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	1	庁内LANパソコン以外のシステム専用端末・公用タブレットについて、ウイルス対策ソフトは導入されているか。（iOSは除く）また、パターンファイルの更新は行われているか。	4. 人的セキュリティ 1. 職員等の遵守事項 （1）職員の遵守事項 コ 職員等の報告義務
16	08庁内LANパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	2	庁内LANパソコン以外のシステム専用端末について、外部記憶媒体を接続することがある場合、接続時にウイルスチェックをしているか。（※タブレットは対象外）	【準用】 USBメモリ等外部記録媒体の適切な利用の再徹底について
17	08庁内LANパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	3	庁内LANパソコン以外のシステム専用端末のパスワードについて、10文字以上で文字列は英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたもので第三者が想像しにくいものになっているか。	4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い
18	09情報システム機器の廃棄時等に係るデータ消去手順	1	「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の内容を理解し、サーバ、NAS、パソコン等に搭載された記憶媒体のデータ消去や物理破壊を適切に行っているか。	3. 情報資産の分類と管理方法 （2）情報資産の管理 コ 情報資産の廃棄 5. 物理的セキュリティ （1）サーバ等の管理 オ 機器の定期保守及び修理 キ 機器の廃棄等

業務適正化実地検査結果

【財務】

不適切事務		所属数	対応策
1. 歳入			
	＜現金の払込の遅延＞		
	●収納した現金を期日までに払い込んでいなかった。	3	○出納員管理口座については、口座に振り込まれた収納金の払込が遅延しないよう定期的に通帳記入を行うなど口座の状況を確認する。 ○所属で開設管理する口座に係る取扱要領の7の規定どおり、所属長は口座の検査を月1回以上実施する。
2. 歳出			
	＜二重支払い＞		
	●支払処理を行う所属が変更となったが、引継元と引継先の両方で負担金の支払手続きを行い、二重支払いとなった。（1件）	1	○特に組織改正等に伴う業務移管がある場合は、引継書は必ず上司の確認を受け、業務内容や懸案事項はもちろんのこと、会計事務等も含めて適切に引継ぎを行うよう徹底する。
3. 契約			
	＜支出負担行為の遅延＞		
	●事務手続きの遅れ等による契約日の遡り・契約の遡及適用があった。（2件）	2	○令和4年度の業務適正化の取組について」（令和4年3月28日付通知）で定める未然防止策の徹底を図る。（各所属が年度当初に、支出負担行為すべき事業等の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。）
4. 財産管理			
	＜許可手続きの漏れと徴収金額の誤り＞		
	●行政財産使用許可に係る許可手続きを行わないまま、使用料の徴収を行っていた。また、許可更新時に行うべき使用料の再算定を行わず、誤った金額で徴収していた。	1	○更新予定一覧を確認し、更新手続きに漏れがないか確認するとともに、調定を行う際は許可済であることを確認した上で行う。
合計		7	

【個人情報管理】

不適切事務なし

【公文書管理】

不適切事務なし

【情報管理】

新型コロナ感染防止対策の徹底のため、実地検査を見合わせることにし、
オンラインでの情報セキュリティ研修や情報セキュリティ自己点検の実施により代替した

自己点検（年間評価）結果

（１）未然防止策の未実施状況と直ちに対応した是正状況

対象の事務	未実施であった未然防止策の状況	所属数	直ちに対応した是正状況
財務	歳入予算に計上された事業の一覧等を年度当初に作成していなかった。	24	年度当初に当該一覧表等を所属内共有し、進捗管理を徹底することとした。
	年度当初(4～5月)の収入伺に年度区分の表(会計規則運用方針第10条関係)を添付していなかった。	20	年度当初の収入伺に年度区分の表を添付し、確認することを徹底することとした。
	歳出予算に計上された事業の一覧等を年度当初に作成していなかった。	17	年度当初に当該一覧表等を所属内共有し、進捗管理を徹底することとした。
	担当者以外の職員が関与して組織的に支払状況の進捗管理を実施していなかった。	20	総括補佐等が検査調書等の写しを一括して保管するなど組織的に支払の進捗管理を行うことを徹底した。
	資金前渡の一覧等を作成し所属内共有していなかった。	17	資金前渡の一覧等を所属内共有し、進捗管理を徹底した。
	補助事業の一覧等を作成し所属内共有していなかった。	11	補助事業の一覧等を所属内共有し、進捗管理を徹底した。
個人情報管理	個人情報を含む文書を郵送する際にチェックリスト等による確認、記録をしていなかった。	8	チェックリスト等を活用し記録として残すことを徹底した。
公文書管理	紙文書をPDF化したものを原本として電子決裁システムの意見欄に貼り付けていなかった。	8	原則、紙をPDF化したものを原本として電子決裁システムの意見欄に貼り付けることを徹底した。
	公印の管守及び押印文書施行を総括補佐（文書管理主任）がチェックリストで確認していなかった。	15	公印の管守及び押印文書施行を総括補佐（文書管理主任）がチェックリストで確認することを徹底した。

(2) 確認した主な不適切事務と直ちに対応した是正状況

対象の事務	主な不適切事務	所属数	各所属で直ちに対応した是正状況
財務	収納金の払込みの遅延があった。	4	担当者間での情報共有を徹底するとともに、入金確認を定期的に行うこととした。
	督促状の発行の遅延があった。	3	所属内で共有するとともに、適切な事務実施について職員に周知し、今後、複数名で収納管理することを徹底した。
	支出負担行為の遅延があった。	7	適切な事務処理について職員へ周知を図るとともに、必要に応じて関係部署へ事前確認することを徹底することとした。
	支払いの遅延があった。	9	適切な事務処理について職員へ周知するとともに、複数名で進捗管理を行うことを徹底した。
個人情報管理	個人情報取扱事務登録簿に事務が正しく登録されていなかった。	3	所属内に周知の上、登録することを徹底した。
	個人情報取扱事務登録簿の点検が未実施であった。	4	所属内に周知の上、点検することを徹底した。
	個人情報流出防止対策強化期間の期間設定や具体的な取組が行われていなかった。	14	個人情報を扱う事務が多くなる時期を対策強化期間に設定し、職員への注意喚起などを徹底することとした。
	個人情報流出防止研修に参加していない又は所属職員への伝達研修が実施されていなかった。	7	次回開催される研修に参加し、速やかに伝達研修を行うこととした。
	新規職員及び会計年度任用職員等への個人情報の重要性に関する研修を実施していなかった。	4	研修内容を職員へ周知するとともに、次回以降は実施することとした。
	個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用してなかった。	18	「個人情報流出防止の手引き」を職員へ周知するとともに、チェックリストを今後活用することとした。
公文書管理	事務処理が終了した年度が経過した簿冊の完結処理が行われていなかった。	21	所属内へ周知・再点検の上、完結処理を行った。
	文書管理主任研修に参加していない又は所属職員への伝達研修が実施されていなかった。	11	研修内容を職員へ周知するとともに次回開催される研修に参加し、速やかに伝達研修を行うこととした。
	廃棄決定リストと突合した上で廃棄していない簿冊があった。	3	所属内で共有するとともに、廃棄決定リストと突合した上で廃棄することを徹底した。
情報管理	一部の職員が、情報セキュリティ基本方針で定義する「機密性・完全性・可用性」の内容を説明できなかった。	5	情報セキュリティ基本方針の内容理解に向け、当該職員への指導を行った。
	一部の所属において、USBフラッシュメモリ管理簿の作成・記載が適正に行われていなかった。	4	USBフラッシュメモリ管理簿を作成するとともに、所属内職員へ適切な取扱いを案内し、管理簿への記載を徹底するよう指導した。
	一部の職員が、個人情報を有する電子ファイルへのパスワード設定を実施してなかった。	13	パスワード設定に関する通知文書の内容理解に向け、当該職員への指導を行った。
	一部のシステム専用端末のパスワードについて、10文字以上で文字列は英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたものとなっていなかった。	3	直ちにパスワードを変更した。

令和5年度 重要度の高いリスクと未然防止策（財務）

資料6

＜実施対象リスクの考え方＞

過去の監査指摘及び会計実地検査を踏まえて、制度所管課が以下のいずれかに該当するとして、重要度が高いと判断したもの

- ①法令に違反している
- ②県組織や県民等に損害を与える
- ③県民の信頼・信用を著しく損なう不正行為で重要性が特に大きい

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
人事異動等に伴う事務引継	会計事務の遅延・漏れ	事務引継が適正に行われていなかったため、支出負担行為の遅延、契約の遅延、補助金等の交付決定の遅延などが生じた。	・組織改正、人事異動及び事務分担の見直し等に伴い前任者から後任者への引継不足 ・課内の情報共有不足	・事務引継データベース等を活用し、引継を行う事項の共通化や引継ぎ漏れを図ると共に、課内での引継事項の見える化を図る。 ・引継事項の際、会計事務に関する事項は具体的に記載するとともに、優先順位を定め、契約の遅延等の防止を図る。
収入事務	調定事務の遅延	失念等により調定事務が著しく遅延した。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・各所属が、年度当初に歳入予算を計上した事業の一覧等を所属内共有し、進捗管理を実施する。（調定期、納入日等を記入）
	調定年度の誤り	前年度の実績等に基づき4月に調定した収入について、歳入年度を前年度とした。 繰越予算で収入すべき国庫補助金を現年予算で収入した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足	・年度当初(4～5月)の収入伺に年度区分の表(会計規則運用方針第10条関係)又はリンクを添付して確認する。
	調定額の誤り	調定額の算定根拠となる規定を十分確認せず、誤った金額で調定・収入した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足	・収入伺に算定根拠となる規定を添付して確認する。
	現金の取扱いの不適正	分任出納員が収納した現金について、出納員への引継ぎが行われていなかった。 収納金の払込が遅延していた。	・担当者及び上司の規則等の認識不足	・出納員管理口座については、口座に振り込まれた収納金の払込が遅延しないよう定期的に通帳記入を行うなど口座の状況を確認する。 ・所属で開設管理する口座に係る取扱要領の7の規定を令和5年4月1日付けで改正し、所属長は口座の検査を月1回以上実施することとする。
	収納状況の確認不足	会計年度内に国費に係る請求手続きが適正に行われず、未収金が発生した。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・収入予定日に領収済通知書が返還されているか確認する。 ・財務システムにより収納状況の確認を行う。 ・国費の受入については、国費支払管理DBを活用し、国庫金事務の進捗状況を確認する。
支出事務	支出負担行為の遅延	委託業務開始後に支出負担行為事務を行った。 契約締結の伺いを一般稟議で行い、支払時に支出負担行為を行った。 概算額で支出負担行為を行うべきところを額の確定後に行った。 相手方からの書類の受理の遅れにより、負担行為の日を遡った。 事業終了後に流用で予算を確保し支出負担行為を行った。 年度当初に締結すべき契約の事務が遅延し日付を遡った。 契約何決裁後に誤りを修正し、再起案したため契約日を遡った。 担当者の失念等により、事務処理が遅延し、契約日を遡った。 契約期間内に変更契約すべきものを契約期間後に行い、変更契約日を遡った。	・担当者及び上司の進捗管理不足 ・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・相手方の事務処理の遅延・不備 ・人事異動に伴う引継不十分	・各所属が、年度当初に、支出負担行為すべき事業等の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。（契約時期、支払日等を記入） ・適時・適切に変更契約が締結できるよう担当者以外の職員が関与して組織的に契約の実施状況の進捗管理を行う。 ＜支出負担行為書の作成省略＞ 1件20万円未満の委員謝金等に係る支出負担行為であれば、支出負担行為兼支出仕訳書により支出負担行為を行うことができる。
	支出漏れ・支出遅延	業者からの請求書を受領後、事務処理を失念し、支払遅延が発生した。 旧年度の報酬の支払漏れがあり、新年度予算で支払った。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・担当者以外の職員が関与して組織的に進捗管理を行う。（参考例：総括補佐等が検査調書等の写しを一括して保管し支払等の進捗管理を行う。） ・会議開催経費については、会議開催通知時等、会議開催前に支給調書を作成する。 ・毎月、総括（事務）課長補佐が財務会計システムを点検し、支出漏れの確認を行う。
	精算・戻入の遅延	資金前渡した経費の精算の事務手続きが遅延した。	・担当者及び上司の進捗管理不足	・資金前渡の一覧等を所属内共有し、精算に係る進捗管理を実施するとともに、毎月、総括（事務）課長補佐が財務会計システムを点検し、精算漏れの確認を行う。

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
契約事務	予定価格の不適正	見積徴収後に予定価格を作成した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・担当者及び上司の確認不足	・契約事務処理要領の契約事務処理のチェックポイントによりチェックを行いながら契約事務を進める。 契約方法別に会計事務ナビ業務フローによりチェックする。 ※一般競争、指名競争、随意契約 ・発注時に、決裁区分、予定価格調書の作成者及びその根拠（記載例：権限規則・2000万円以上は部長）を記載する。 予定価格調書を作成省略する場合はその旨と作成省略が可能な場合の表(会計規則運用方針第127条関係)又はリンクを添付して確認する。 ・契約時に、決裁区分及びその根拠（記載例：権限規則準用・2000万円以上は部長）を記載する。 ・発注時、契約時に、随意契約の場合は、随意契約できる場合の表(契約事務処理要領第2-4(2))又はリンクを添付して確認する。
		仕様変更をしたにも関わらず、変更前の仕様により予定価格を作成した。		
		調達公告での予算額公表で足りると誤認し、予定価格調書を作成しなかった。		
		予定価格の積算を行ったが、予定価格調書の作成を失念した。		
		予定価格の積算に誤りがあった。		
		決裁権限のない者が予定価格調書を作成していた。		
		千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算とし、その額で予定価格を決定していた。		
	入札等手続きの不適正	部長決裁とすべき発注何を課長決裁としていた。		
予定価格を変更できない不落札随契(8 号随契)において、予定価格を増額変更していた。				
競争入札すべき業務を随意契約（見積合せ）により発注した。				
物品請求と契約交付何に同じ見積書を添付した。				
補助金事務	交付決定等の遅延、漏れ	要綱に定める交付決定日を遅延した。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・補助事業者の提出遅延 ・担当者及び上司の進行管理不足	・各所属が、年度当初に補助事業の一覧を所属内共有し、進捗管理を実施する。（交付申請日、交付決定日、額の確定日等を記入） ・適時・適切に変更承認、変更交付決定ができるよう担当者以外の職員が関与して組織的に補助事業等の実施状況の進捗管理を行う。
		補助事業者等からの書類の提出が遅れ、交付決定を逸った。		
		中止した補助事業について、中止承認の手続きが行われていなかった。		
		要綱に定める変更承認、変更交付決定が行われていなかった。		
国費事務	国庫支出金の請求漏れ・遅延	会計年度内に請求手続きが適正に行われず、未収金が発生した。	・担当者及び上司の進捗管理不足 ・担当者及び上司の確認不足 ・対応できる職員の不足	・国費支払管理DBを活用し、国庫金事務の進捗状況を確認する。 ・部内でのシステム操作可能者を養成する。
	支出決定決議書の作成漏れ・遅延			
財産管理事務 （公有財産事務取扱規則関連）	使用許可に係る誤り （11条～21条関係）	・使用料の算定額を誤って徴収した。	・担当者及び上司の認識不足	・使用許可の起案に、公有財産事務取扱要領（第3章第5使用料）の規定及び算定根拠を添付して確認する。 ・行財政改革推進課の関連審査で添付を確認する。
		・使用料を減免すべきでないものを減免した又は誤った金額で減額した。	・担当者及び上司の認識不足	・使用許可の起案に、公有財産事務取扱要領（第3章第6使用料の減免）の規定及び算定根拠を添付して確認する。 ・行財政改革推進課の関連審査で添付を確認する。
	公有財産の貸付に係る誤り （17条～24条関係）	・貸付料の算定額を誤って徴収した。	・担当者及び上司の認識不足	・貸付許可の起案に、公有財産事務取扱要領（第3章第5使用料準用）の規定及び算定根拠を添付して確認する。 ・行財政改革推進課の関連審査で添付を確認する。
	公有財産の維持管理の不適正	・未利用又は低利用の公有財産に不法進入、不法占拠又は不法投棄が確認された。	・公有財産の管理状況の確認不足	・柵、ロープ、看板などにより不法侵入、不法占拠又は不法投棄を防止する。 ・年1回以上現地の状況を確認する。
財産管理事務 （物品等）	物品貸付の不適正	物品貸付について、物品貸付伺書の作成、借受物品返還調査の作成等の事務手続を行っていない。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・担当者及び上司の確認不足	・鳥取県物品事務取扱規則第14条に基づく物品の確認の際は、物品の貸付及び返還手続きが行われているか確認する。
	金券類管理の不適正	収入印紙、レターパックの一部について、受払簿に記載なく保管していた。	・担当者及び上司の規則等の認識不足 ・担当者及び上司の確認不足	・金券類は、納品時に受払簿の記載を行い、検査調書等（検査結果を証明した書類を含む。）には「受払簿記載済」と付記する。

令和５年度 重要度の高いリスクと未然防止策（個人情報管理）

＜実施対象リスクの考え方＞

過去２年で発生した個人情報流出事故の状況や、発生した場合の影響（信用失墜、県民への損害）を考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
1	郵送・配布誤り	・個人情報記載文書を別人あてに送付した ・無関係な資料を含めて送付した	・同姓同名の者を混同しやすい取扱（カタカナ表記等） ・作業スペースの未確保 ・送信前の確認不足（宛先、内容） ・ダブルチェック未実施	・電話や来客対応を行う場所と作業スペースは原則別にすることとし、不要な文書を置かないこととする。 ・各所属の事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、郵送物の確認を行い、記録として残す。
2	委託業者の不適切な事務処理による流出	・登録期限を迎える会員あての継続案内文書を別人あてに送付した ・家賃の督促状を同姓同名の別人に送付した	・委託業務発注課による指示不足	・4半期に1度など定期的に、委託業者に個人情報の取扱いを確認する。 ・確認の内容、確認者及び相手方を記録に残す。 ・確認簿は1年間保存する。
3	執務室内・出張時における紛失、廃棄、盗難、漏洩	・個人情報を含むファイル・資料の紛失・盗難により個人情報が漏洩した ・U S B メモリの紛失・盗難により個人情報が漏洩した ・資料やP C の画面が来客者の目に触れ個人情報が流出した ・個人情報を含むファイル・資料を誤って削除した ・出張に持ち出した資料が紛失した ・電子ファイルを自宅に持ち帰って作業をしたところ、私用端末から情報漏洩した	【共通】 ・U S B メモリのパスワード未設定、不十分な管理 【執務室】 ・鍵のかからないロッカーや執務机周辺に資料を常時保管 ・来客者の目や手の届く範囲での情報取り扱い ・コピー機や机上への資料の放置 ・個人情報取扱業務関連簿冊であることの未記載 ・操作誤り 【出張時】 ・ファイルに閉じない状態（資料単体）での持ち出し、不十分な管理 ・出張用P C・タブレットの管理が不十分 【その他】 ・電子ファイルの私的持ち出し	・個人情報を含む書類・媒体の持ち出しは原則禁止とし、持ち出しはやむを得ない場合のみとする。 ・やむを得ず持ち出す場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、持ち出すファイル、資料について組織として確認を行い、記録として残す。
4	メール・ファクシミリ送信誤り	・個人情報ファイルを含むメール・ファクシミリを別人あてに送信した ・メールの添付ファイルに不要な個人情報が含まれていた ・メールの宛先に複数人を設定した状態で送信し、メールアドレスが流出した ・ファクシミリで送信すべき資料とは別の資料が混じっていた	【共通】 ・送信前の確認不足（宛先、内容） ・ダブルチェック未実施 【メール】 ・送信前の添付ファイル未確認（ファイル本体の他、シート、編集履歴等の確認不足） ・bccの理解不足、未使用 【ファクシミリ】 ・送信前の資料未確認 ・作業スペースの未確保	・不要な文書が置かれている作業スペースでは資料の確認等を行わないこととする。 ・個人情報を含むメール・ファクシミリの送付は原則禁止とし、送付はやむを得ない場合のみとする。 ・やむを得ずこれらにより送付する場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、送信前後の確認を行い、記録として残す。
5	H P・S N S等誤掲載、一斉配信システムによる誤送信	・H PやS N Sで公開すべきファイルとは別の個人情報ファイルを掲載した ・個人情報を含むページの非公開設定が不十分で外部から閲覧可能な状態となっていた ・一斉配信システムを受信した者からの返信用宛先が全員に指定されており、返信内容等が流出した ・一斉配信システムの受信者リストが未更新で、送るべきでない者に送信された	【共通】 ・掲載前の内容、添付ファイルの確認不足 ・添付ファイルに不要なデータ残存 ・ダブルチェック未実施 【H P・S N S】 ・不十分な非公開設定 【一斉配信システム（メーリングリスト）】 ・返信時の操作設定誤り（不要な同報送信） ・使用しなくなったリスト・宛先の手入れの未実施	・H PやS N Sを更新する場合若しくは電子ファイルをアップロードする場合は、事務毎に適したチェックリストを利用（個人情報の手引きのチェックリストをベースに加工）し若しくはダブルチェック等を確認する目的のDB等を利用し、H PやS N Sの更新内容や電子ファイルの内容の確認を行い、記録として残す。 ・一斉配信システムの利用に当たっては、返信を含めてあらかじめ複数人によるテスト送信を行う。

令和５年度 重要度の高いリスクと未然防止策（公文書管理）

＜実施対象リスクの考え方＞

国において発生した公文書の廃棄等事案、及び本県における公印の不正使用事案の発生を考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
公文書の保管等	公文書の紛失、散逸、所在不明、誤廃棄	・決裁済起案の関連紙文書を簿冊に綴らず紛失した。	・不十分な簿冊登録、個人使用ファイル扱い	・添付可能なものはできる限りPDF化して起案に添付し、これを原本とする。添付できないものは意見欄に保管場所（ロッカー名、サーバー名、フォルダ名）を記載することで簿冊に綴り込んだものとする。 ・電子決裁に係る「施行処理してください。」の自動メッセージにより、処理済遅延案件をその都度確認し、注意する。 ＜参考＞ ・政策法務課に権限を持たせて、放置文書を仮簿冊に綴り込めるようシステム改修済み。（令和３年度稼働）
		・電子決裁が施行中そのまま放置され、文書管理システム上で検索してもヒットしない	・電子決裁の処理済み後に、紙ベースで簿冊に綴るべきものを綴り忘れている ・処理済み処理を失念	
公印の保管・使用	公印の不正使用・紛失・盗難	・決裁を経ないまま公印を使用して施行した	・公印を鍵のかかるロッカーに保管していない ・不十分な施行数の確認	・総括補佐（文書管理主任）が公印の管守と押印文書施行について、チェックリストで確認する。（確認したチェックリストについては簿冊に綴り、記録として残す。） ・文書は、原則、公印省略で施行する。 ＜参考＞ ・令和５年度に電子契約を導入予定。 ・本庁課長印を集約して、管守所属を限定した。 ・規則その他の規程により公印の押印を要するとされている文書については、当該規則の規定に関わらず、相手方が手押しの公印押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行することとするよう規則を制定し、公印規程を改正し、公印押印の機会の減少を図った。（令和２年１２月１１日施行）
		・施行必要数以上に押印して施行した（再施行含む）		

令和５年度 重要度の高いリスクと未然防止策（情報管理）

<実施対象リスクの考え方>

事案発生時の県民等への損害、及び県業務の停滞等の与える影響の大きさを考慮

区分	リスク項目	具体的な事例	リスク発生の原因	未然防止策
インシデント対応	インシデント発生後の庁内ＬＡＮ全体への影響拡大	・１つの所属で発生したウイルス感染が庁内ＬＡＮ全体に拡大した	・所属内におけるウイルス感染発覚時の対応方法の認識不足による初動対応の遅れ（該当端末のネットワークからの切り離し及びデジタル改革推進課への報告）	<各所属> ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ <デジタル改革推進課> ・システムを導入し、庁内ＬＡＮ端末でウイルス検知すると速やかに庁内ＬＡＮ担当及び保守委託業者にメール連絡が届く体制を構築済み。（デジタル改革推進課から本人及び所属長に対し、事案にあった適切な初動を指示している。）
ウイルス感染（個人）	ウイルス感染によるデータ破壊、消去、流出及び機能停止 （※個人）	・私用ＵＳＢメモリなど外部記憶媒体を利用したところウイルス感染した ・外部から受け取ったファイルやインターネットからダウンロードしたファイルを開封又は実行したところウイルス感染した ・上記ウイルス感染により必要なデータが破壊、消去、流出した。	・承認を得ない私用ＵＳＢメモリなど外部記憶媒体の利用 ・不適切なインターネット利用 ・外部の者から届いたメール等による添付ファイルの開封、実行、ＵＲＬリンクへの接続 ・OS、ソフトウェアのアップデート未実施 ・職員のウイルス感染発覚時の対応方法の認識不足による初動対応の遅れ	・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ
ウイルス感染（システム）	ウイルス感染によるデータ破壊、消去、流出及び機能停止 （※システム）	・所属所管システムが外部攻撃により破壊、機能停止、データ流出又は消去された	・システムのＯＳ、ソフトウェアのアップデートが未実施 ・管理者用ＩＤ・パスワードが初期設定のまま又は推測されやすい状態 ・管理委託業者がセキュリティポリシーを遵守していない	<各所属> ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ ・デジタル改革推進課等が発出する業務システム等の脆弱性情報を確認後、速やかに保守業者等に連絡の上、必要なアップデートを行う等、脆弱性解消に向けた対応を行う。 <デジタル改革推進課> ・業務システムのＯＳやソフトウェアに関する脆弱性情報を入手した際は、速やかに庁内の所属所管システム管理者に周知する。
不正アクセス	不正アクセスによる情報漏洩	・ログイン情報を悪用されて、庁内ＬＡＮ端末の中に保存していた情報を抜き取られた ・所属で利用しているＮＡＳに所属外の者がアクセスし情報漏洩した ・所属で利用しているノーツデータベースに利用許可を想定されていない者がアクセスし情報漏洩した ・利用権限のない職員が業務システムにアクセスし、個人情報を閲覧又は情報漏洩した	・庁内ＬＡＮパソコン周辺へのパスワードの貼り付け、推測されやすいパスワードの利用 ・ＰＣログイン時とノーツのパスワードが同一 ・ＮＡＳにパスワード未設定又は接続可能アカウントの制限をしていない ・ノーツデータベースのアクセス権限設定が不十分又は更新もれ ・パスワード情報の悪用	<各所属> ・情報セキュリティに関する研修を全職員にオンラインで実施しており、所属職員への研修の受講を徹底する。 ・情報セキュリティに係る各職員の自己点検で情報セキュリティに関する対応を学ぶ <デジタル改革推進課> ・一元管理のファイルサーバを構築・運用済み。 ・多要素認証を導入済み。